

第七十二回 参議院文教委員会議録第三号

昭和四十九年二月十九日(火曜日)
午後零時五十分開会

安永 英雄君 小谷 守君

事務局側 常任委員会専門 渡辺 猛君

出席者は左のとおり。

委員の異動

一月七日

辞任

中沢伊登子君

補欠選任

萩原幽香子君

委員長

理 事

世耕 政隆君

本日の会議に付した案件

○理事の辞任及び補欠選任の件

○教育、文化及び学術に関する調査

(文教行政の基本施策に関する件)

(昭和四十九年度文部省関係予算に関する件)

○学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸

学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法

案(第七十一回国会内閣提出第七十二回国会衆

議院送付)

一月十九日

辞任

松永 忠二君

補欠選任

片岡 勝治君

委 員

理 事

小林 武君

○委員長(世耕政隆君) 教育、文化及び学術に関する調査を議題といたします。

ます、文教行政の基本施策について、文部大臣から所信を聽取いたします。奥野文部大臣。

○國務大臣(奥野誠亮君) 第七十二回国会において、文教各般の問題を御審議いたぐにあたり、所信の一端を申し述べます。

学制百年の歴史を刻んだわが国の教育は、新たな教育百年への飛躍を期して、多くの関係者により銳意努力が重ねられております。

ところで本年は、きびしい試練の年であります。

一月五日

辞任

加藤 進君

補欠選任

小笠原貞子君

委 員

理 事

今泉 正二君

○委員長(世耕政隆君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、安永英雄君及び大松博文君が委員を辞任され、その補欠として小谷守君及び今泉正二君がそれぞれ選任されました。

○委員長(世耕政隆君) 理事の辞任及び補欠選任に関しまして、宮之原貞光君から文書をもつて、都合により理事を辞任したい旨の申し出がございました。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

この際、理事の補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認めます。

まず最初に、初等中等教育の改善充実について

あります。

教育の成果は、究極のところ教師の力量にまつ

ところ大であります。教職に人材を得、教師がその情熱を教育に傾注して国民の信頼と負託にこえていた大切なことが何よりも重要な課題であり、

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認めます。

二月十九日 辞任 大松 博文君
二月十六日 辞任 小枝 一雄君
二月十九日 辞任 小枝 一雄君
二月十九日 辞任 中村 登美君
二月十九日 辞任 萩原幽香子君
二月十九日 辞任 中村 登美君
二月十九日 辞任 大塚 順七君
二月十九日 辞任 佐藤 達夫君
二月十九日 辞任 藤波 孝生君
二月十九日 辞任 森岡 敏君

そのような条件の整備に一段と努力を傾けていくことが必要であると存じます。

現在、国会において、御審議願っております義務教育諸学校の教育職員の人材確保のための給与の特別措置については、これに関する法律案が成立いたしました。既に人事院勧告を待つて計画的な改善を行なうことができるよう、昭和四十九年度予算案には初年度措置の平年度化分のみならず、第二年度の措置としてさらについ〇%の改善をはかるための所要の財源を計上いたしました。

義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の充実については、義務教育の水準の一そうの向上をはかるため、昭和四十九年度を初年度とする新たな五ヵ年計画を策定し、その改善をはかつていくこといたしました。また、高等学校の教職員定数等についても義務教育諸学校との均衡を考慮し、所要の改善をはかつてまいる所存であります。

幼稚園教育の普及充実については、国民の強い要請にかんがみ、昭和五十七年度当初までに入園を希望するすべての四、五歳児を就園させることを目標とする幼稚園教育振興計画を天下推進しているところであり、昭和四十九年度においては、特に幼稚園就園奨励費について拡充をはかることいたしております。

高等学校は、青少年のほとんどすべての者を教育する国民教育機関としての性格を持つにいたっておりました。そこで、定期制高等学校の生徒に新たに修学奨励費を支給するための国庫補助制度を設けるとともに、私立の広域通信高等学校の教職員給与費に対する国庫補助制度を創設するなどにより、勤労青少年の教育の機会均等の確保を一つはかることいたしました。

また、さきに養護学校の義務制を昭和五十四年四月一日から実施することいたしましたが、今後は計画的に実施の諸準備を進めるとともに、訪問指導員及び介助職員に対する国庫補助を行ない、また心身に障害を持つ児童生徒に適応した教育方法等の研究を進めるなど、これらの児童生徒

に対する教育の一そうの振興のため、きめこまかに努力を傾けてまいいる所存であります。

教育内容については、昨年新しい委員による教育課程審議会に、小・中・高等学校の一貫した教育課程の改善について諮問し、その審議をお願いいたしましたが、児童生徒の知・徳・体の調和ある発達を目指し、心身ともに健全な国民の育成を期することを基本とし、今後の社会情勢に対応した一そう適切な教育課程の実現をはかつてまいる所存であります。

公立文教施設の整備については、児童生徒急増市町村における小・中学校の校舎、屋内運動場の整備を重点として事業量の拡大をはかるとともに、これら市町村における幼稚園整備事業の国庫補助率の引き上げを行ない、また、過疎地域における小・中学校危険改築事業の国庫負担率の引き上げを行なうなど、過密、過疎地域における教育施設の整備の充実をはかることいたしました。

このほか地方公共団体の超過負担の解消及び物価上昇を織り込んで単価の大額改定をはかるとともに、校地確保のための公立小・中学校施設特別整備事業については、交付率の改善及び単価の改定を行なうことといたしております。

児童生徒の健康の保持増進をはかる学校保健について検査項目を追加するなど、その充実をはかることといたしておられます。そこで、近年における社会環境の変化等が児童生徒、教職員の保健上新たな問題を惹起している。児童生徒の健康の保持増進をはかる学校保健について検査項目を追加するなど、その充実をはかることといたしました。また、大気汚染地域の公立小・中学校を対象として実施してきた移動教室を、さらに市街地域の公立小・中学校に対象を拡大するとともに、学校環境緑化促進事業についてもなお、一そう拡充してまいる所存であります。

次に、学校給食は、栄養のバランスのとれた食事により児童生徒の身体の健全な発育をはかるとともに給食の指導を通じて調和のとれた人間の育成を期する重要な教育活動として広く普及してきましたが、新たに学校栄養職員の給与費を国庫負担の対象とするとともに、その増員をはかること

としたばかり、学校給食施設設備の改善整備、物資の需給体制の整備と処理の適正化等について一そ

うの改善充実をはかつてまいりたいと存じます。

次に、高等教育の改善充実について申し述べま

す。高等教育については、大学改革の推進をはかることが当面の重要な課題であり、各大学の自主的な努力を助けながら、大学改革を着実に進めたいと存じます。このため、昭和四十九年度においては、昨年十月開学の運びにいたった筑波大

学の整備をはじめ、広島大学総合科学部の設置、北海道大学法学部の改組等を行なうこととしたほ

か、新しい構想による教員大学・大学院や技術科学大学院の創設について準備を行ない、また放送

大学についても、その実施調査を進めることといたしております。

また、恵まれた自然環境の中に新学園を建設し、その環境を保全して、新しい教育の場を設定することについて引き続き検討してまいりたいと存じます。

また、惠まれた自然環境の中に新学園を建設し、その環境を保全して、新しい教育の場を設定することについて引き続き検討してまいりたいと存じます。

さらに、高等教育の機会拡大の要請にこたえるため、引き続き、既設大学・学部の充実整備を進めるとともに、特に社会的要請の強い医師の養成については、昭和四十九年度さらに三医科大学の新設を行ない、残る九県についてもその創設の準備や調査を進めて、無医大県の解消をはかる所存であります。

また、大学院及び学位制度の改善、育英奨学の充実等について所要の施策を進めることとし、大学入試制度の改善についても共通試験の実施に関する調査研究等を行なうことといたしております。

大学が国民の期待にこたえてその使命である教育研究を遂行するためには、眞に学問の府にふさわしい静穏かつ自由な秩序ある学園環境を保持することが不可欠であり、このためには、なお格段の努力を傾注する必要があると存じます。

次に、学術の振興については、まず、日本学術振興会の事業の拡充等をはかることにより、学術研究の国際交流を積極的に推進するとともに、科学研

究費の拡充によって基礎的研究の充実及び情報科学、環境科学、核融合研究など重要基礎研究の推進をはかり、また、宇宙科学、地震予知、南極地

域観測などの大規模研究の一そうの推進をはかる育成研究の創設並びに分子科学研究所の創設を行なうことを基本とし、今後の社会情勢に対応してまいりたいと存じます。このため、昭和四十九年度に

高等教育の改善充実について申し述べます。

次に、私立学校の振興について申し述べます。

学校教育において私学の果たしている役割りの重要性にかんがみ、昭和四十九年度は、私立大学

等経常費補助については、専任教職員給与費の対象率及び積算率の引き上げ、給与単価及び物件費の単価改定により、昭和四十八年度に比し大幅増

をはかるとともに、日本私学振興財團の貸し付け及び私立学校教職員共済組合補助金について拡大

をはかることといたしました。また、学校当局の教育に対する真摯な努力と先輩の母校愛とによ

りて、私学の建学の精神が継承され、健全な発展を

見ることを期待し、私学の振興のための寄付金について税制上の優遇措置をさらに改善するなど、

私学振興に格段の配慮をいたしました。

なお、今後の私学振興の基本的あり方について

は、現在、審議をお願いしている私立学校振興方策懇談会の御意見等をもとにして抜本的な改善措

置を講じたいと存じます。

次に、社会教育及び体育・スポーツの振興について申し述べます。

心身ともにこそやかな日本人の育成を期するに

は、学校教育、社会教育、家庭教育の調和ある振

興と三者の体系的な結びつきが大切あります。

特に今日のきびしい時代にあって、日本人が単に物の豊かさのみでなく、心の豊かさを持ち、国民

として、社会人としての教養を深めていくようにすることが大切であると思います。このような努

力を実りあるものとするためには、社会教育、家

庭教育の格段の振興が必要であります。まず、

社会教育行政については、その中核となる社会教育主事を都道府県において確保し、市町村の求めに応じて派遣し、人材面での充実に遺憾なきを期し得るよう、この給与費について新たに国庫補助を行なうこととしたしました。

また、社会教育施設の整備については、たくましい青少年の育成という見地から、特に、国立少年自然の家の設置と公立少年自然の家の整備に力を注いでまいります。

なお、社会教育事業の奨励援助については、生涯教育の観点からそれぞれの年齢に応じた事業の奨励をはかつておりますが、特に家庭教育の重要性にかんがみ、乳幼児教育事業や家庭教育相談事業の拡充、並びに健全な青少年の育成に資するための指導者の養成や校庭開放事業の拡充につとめております。また、社会教育における民間社会教育関係団体の役割りの重要性にかんがみ、これら団体に対する国庫補助を大幅に増額する所存であります。

近年、生活環境や社会環境の急激な変化のもと、青少年をはじめ国民の体力低下の傾向が見られ、健康上ゆき問題となつております。国民の体力の向上と健康的な増進をはかり、心身ともに健康で明るい国民生活を享受し得るようにするために、体育・スポーツの普及振興をはかることは、余暇利用施策と相まって緊急の課題であります。

このため、特に総合国民体育館、総合屋内水泳プールをはじめ、体育・スポーツ施設の整備充実をはかるとともに、指導者の養成確保等の諸施策を積極的に推進してまいりました。

また、体育・スポーツ、学校保健、学校給食における栄養等に関する総合的な研究を行なうとともに、これらの分野における指導者の養成を目的とする体育大学の設置に関する調査を行なうとしております。

次に、文化の振興について申し述べます。

国民生活に精神的な潤いと豊かさをもたらすために、わが国が世界に誇る幾多の貴重な文化的遺

産を適切に保存し、広くその活用をはかるとともに、伝統を承継しつつ新しい時代にふさわしい芸術文化の推進につとめる必要があります。

このため、昭和四十九年度においては、特に国立の文化施設の整備をはかることとし、現代芸能立の文化施設の整備をはかることとし、現代芸能のための第二国立劇場設置について調査をさらに進めると、新たに大衆芸能の資料の保存、公開等を行なうための芸能資料館の設置についても調査を進めるとともに、国際的視野に立ち、教育的配慮のもとに青少年をはじめ広く一般に内外美術を理解していくための国立の国際美術館の設置について、準備を行なうことといたしておられます。また、文化会館に対する助成の拡充と地方にすぐれた芸術文化施設の整備をもあわせて促進してまいりたいと存じます。

文化財の保護については、史跡等の土地の買い上げ及び環境整備を促進するとともに、埋蔵文化財センターの設置等埋蔵文化財の保護、天然記念物の保護増殖、国宝・重要文化財の修理、防災及び買取上げ等の対策を拡充するほか、新たに伝統的建造物群及び文化財を保存する技術の対策並びに能楽の保護のための調査検討を行ない、文化財の保存、活用のために努力してまいる所存であります。

最後に、教育、学術、文化の国際交流について申し述べます。

今日特に、真に国際社会において信頼される日本との育成が強く要請されているところがあります。この要請にこだえるためには、日本人のあり方について深い反省に立って改善していくことがたくさんあると思われますが、教育、学術、文化の分野において、国際的な交流を推進することこそ、国際人として開かれた日本人の育成に通ずる道ではないかと存じます。先般の国連総会において、わが国の意願がかなえられ、国連大学本部の日本設置が決定を見たことは、国際社会における日本の役割りを果たす上で、その意義まことに深

いものがあります。今後は、その受け入れについて万全の態勢を整えるとともに、国連大学研究教育施設の設置の実現につとめる所存であります。

さらに、留学生の受け入れ及び派遣、海外勤務者の子女教育、教育指導者、学者、芸術家等の交流を積極的に推進し、あわせて国際的視野を持つ国民の育成等についても基本の方策を樹立したいと考えております。

また、ユネスコその他国際的協力機関と協力し、アジアその他の地域の教育、科学の振興及び文化の相互理解と交流を促進する事業を積極的に取り上げ、これらの地域の発展に尽くしたいと存じます。

以上、文教行政の当面する主要な問題について所信の一端を申し述べましたが、その他の諸問題についても、文教委員各位の御協力と御支援を得て、その解決に努力する所存であります。何とぞよろしくお願いいたします。

○委員長(世耕政隆君) 引き続いて、昭和四十九年度文部省関係予算について説明を聽取いたします。

○國務大臣(奥野誠亮君) 昭和四十九年度文部省所管の予算案につきまして、その概要を御説明申しあげます。

まず、文部省所管の一般会計予算額は一兆七千七百四十一億八千五十一万円、国立学校特別会計の予算額は五千七百四億四千四百七十五万円であります。その純計額は一兆八千九百六十五億七千三百八十九万円となっております。

この純計額を昭和四十八年度の当初予算額と比較いたしますと、三千九百五十億五千七百三十八万円の増額となり、その増加率は二六・三パーセントとなつております。

以下、昭和四十九年度予算において取り上げました主要な事項について御説明申し上げます。

第一は、教員の資質向上と教育環境の整備に関する経費であります。

四十八年度においては、教育界にすぐれた人材を確保するため、教員の処遇の抜本的改善をはかりこととし、その初年度分として、さしあたり、

その中心となる義務教育教員の給与について、給与の一〇パーセントに相当する額の三ヶ月分を財源措置いたしましたが、四十九年度においては、その平年度化分のほかさらに一〇パーセント相当額の三ヶ月分を財源措置することとし、計八百六十億円を計上いたしました。なお、これらの措置を平年度化した場合の所要額は、地方負担分も含めますと約三千億円に達することとなるのであります。また、教職員の海外派遣についても引き続

き五千人を派遣するとともに、教員養成の水準の向上と初等教育教員の確保に資することとし、新規構想による教員大学・大学院の創設準備等を行なうことといたしました。

四十九年度を初年度とする第四次の教職員定数改善五年計画を策定して、小規模学校の学級編制、義務教育諸学校の教職員定数につきましては、四十九年度においては、この五年計画の初年度をはかり、また、学校栄養職員を県費負担職員とし、国庫負担の対象とすることといたしました。

四十九年度においては、この五年計画の初年度を合わせて一万五千八百二十八人の増員に必要な経費を計上したほか、旅費単価の引き上げ等を行なうことといたしました。

次に、教材につきましては、義務教育諸学校の教材について引き続き年次計画による充実をはかりこととし、また、義務教育教科書の無償給与につきましては、四十九年度前期用教科書から購入価格を一二パーセント引き上げることとし、これに要する経費を計上いたしました。

次に、公立文教施設の整備につきましては、過疎地域の小・中学校危険建物改築事業及び児童急増地域の幼稚園園舎の新增築事業についての国庫補助率の引き上げ、超過負担の解消及び物価上昇を織りこんだ建築単価の大改改善を行なうとともに、事業量について、急増地域を中心とする小・

中学校校舎等の新增築事業、養護学校の新增築事業等を重点として配慮したほか、校地の確保のための児童生徒急増市町村の公立小・中学校施設特別整備事業について、単価の改定のほか、交付率を引き上げることとし、建物及び用地の総事業費としては、四十八年度に対し、四〇・二パーセント増の一一千五百億円を計上いたしました。

次に、公害対策につきましては、大気汚染地区及び市街地区の学校環境緑化を拡充することともに、小・中学校の移動教室を市街地域の学校にまで拡大することいたしました。

次に、学校給食の普及充実につきましては、学校栄養職員について、前に述べましたとおり、県費負担職員として国庫負担の対象とし、五ヵ年計画で定数増をはかることとしたほか、学校給食施設設備について、冷凍冷蔵設備補助の新設、単価の改定等を行なうこといたしました。

第二は、勤労青少年教育、特殊教育等の充実に関する経費であります。

私立の広域通信制高等学校に対し専任教員の給与費を補助するとともに、勤労青少年に対し定時制高等学校における修学奨励をはかるため必要な経費を計上し、また、私立大学の通信教育教材の改善をはかるため、教材改定及び共通教材研究開発に必要な補助を行なうこといたしました。

次に、特殊教育の振興につきましては、養護学校と特殊学級の増設等をはかることとし、特に養護学校については昭和五十四年度から義務制を実施するための各般の施策を講ずることいたしました。すなわち、適正な就学指導を行なうため、都道府県、市町村に就学指導委員会の設置を促進するとともに、養護学校の増設、特殊教育設備整備の拡充のための経費を計上し、また、重度・重複障害児に対する訪問指導及び介助に必要な補助の新設、就学奨励補助の拡充、国立大学附属学校における特殊教育の拡充等を行なうこといたしました。

次に、幼稚園教育の普及充実につきましては、

四十八年度に引き続き、公私立幼稚園の計画的増設を進めるため、児童急増地域の幼稚園園舎の新築事業について補助率の引き上げを行なうこととした。

次に、僻地教育につきましては、新たに、寄宿舎設備費について補助するとともに、教員宿舎建築、スクールバス・ボート等購入等について充実をはかるなどきめこまかく配慮いたしました。

以上のほか、引き続き教育内容の改善、理科教育及び産業教育の振興、就学援助の強化等各般にわたる施策の拡充に必要な経費を計上いたしました。第三は、高等教育の整備充実に関する経費であります。

国立学校特別会計の予算につきましては、四十八年度の当初予算額と比較して一千五十九億円の増額を行ない、五千七百四億円を計上いたしました。

その歳入予定額は、一般会計からの受け入れ四千四百八十一億円、借り入れ金六十一億円その他自己収入一千六十二億円であり、歳出予定期額は、国立学校運営費四千八百六十四億円、施設整備費等八百四十億円となつております。

まず、大学改革の推進についてであります。放送大学につきましては、施設のモデル設計を行なうなど実施調査をさらに前進させ、また、技術科大学学院（仮称）二校、教員大学・大学院一校の創設準備を進めるとともに、広島大学の改革移転、北海道大学法医学部の再編成等を行なうこといたしました。筑波大学につきましては、四十九年度から第一学群、医学専門学群及び体育専門学群について学生の受け入れを開始するため、教職員組織、施設設備等について本格的に整備をはかりました。

なお、高等教育改革の調査研究、大学入学者選抜制度の改善、新学園建設等の調査等につきましてもさらに進めることいたしました。

次に、国立学校の整備充実についてであります。

高等教育の機会拡大の要請に対応し、大学、大学院等の高等教育機関における学生収容力の計画的拡充を進めるため、大学につきましては、筑波大学の整備、医科大学の創設、広島大学総合科学部の創設、学科の新設・改組等既設学部の拡充、新潟大学及び信州大学の医療技術短期大学部の創設等により、二千六百三十七人の入学定員増を行ない、大学院については、研究科の新設、専攻課程の設置等により四百三十五人の入学定員増を行ない、また、高等専門学校につきましては、徳山及び八代に工業高等専門学校を開設することとなりました。国立文教施設につきましては、これら新增設のほか、既設学部等についても引き続き整備をはかることといたしました。また、国立学

校における学生、教員当たりの積算校費、教官研究旅費、設備費等の基準的経費につきましては、それぞれ改善充実をはかることといたしました。

次に、医学教育の充実につきましては、前に述べましたように浜松、宮崎、滋賀の各医科大学三校を開設するとともに、医学部入学定員の改定を行ない、そのほか、新たに国立医科大学ないし医学部五校、徳島大学歯学部及び千葉大学看護学部について創設準備を進め、さらに、無医大県解消等のため医学及び歯学の大学、学部の設置に関する調査を行なうことといたしました。また、公立医科大学等については、その創設準備調査と補助を行なうこととするとともに、経常費補助及び国立大学医学部等関連教育病院設備整備費補助を拡充することといたしました。

また、国立大学附属病院の整備につきましては、中央診療施設の整備をはかるほか、看護業務要員及び臨床検査技師等の医療技術関係職員の増員等に特に配慮いたしました。

次に、教員養成の改善充実につきましては、前に述べましたとおり新構想の教員大学・大学院について創設準備を行なうほか、国立大学の教員養成部について小学校教員、幼稚園教員、特殊教員養成等の改定等の給付の改善

育教員の養成増をはかり、附属養護学校等の新設等を行なうとともに、教員組織、設備等の充実を行なうことといたしました。

次に、学生の厚生補導につきましては、引き続き多角的かつ総合的にこれを行なうこととし、これに要する施設設備の整備充実をはかり、加えて保健管理センターの整備を進めることといたしました。

第四は、学術の振興に関する経費であります。学術の振興につきましては、まず重要基礎研究の推進をはかるため、国立大学共同利用の機関として国立民族学博物館（仮称）の創設、分子科学研究所の創設準備を進めるとともに、大学付属の研究所として富山大学に和漢薬研究所を創設するほか、北海道大学の結核研究所を免疫科学研究所に改組し、その他の既設の研究所についても所要の整備をはかることといたしました。また、南極研究についても、引き続き拡充をはかることといたしました。

次に、科学研究費につきましては、百四十億円を計上し、特に生命科学、地震予知を含む災害科学、情報科学、環境科学及び核融合等の重要な基礎研究については、特定研究として重点的に推進することといたしました。

第五は、私学助成と育英奨学事業の拡充に関する経費であります。

私は、私学の振興につきましては、まず、私立大学等の人员費を含む経常的経費の助成について、専任教員及び専任職員の給与費補助の拡大をはじめ、教員経費及び学生経費についても充実をはかり、四十八年度に対し四七・五%増の六百四十億円を計上いたしました。

また、日本私学振興財團の貸し付け事業については、政府出資金十億円を計上するとともに財政投融資資金からの借り入れ金として二百七十三億円を計上いたしました。

このほか、私立学校教職員共済組合補助につきましては、既裁定年金の額の改定等の給付の改善

をはかることとし、補助の拡大を行なうこととい
たしました。

次に、育英奨学事業の拡充につきましては、四十七年度の貸与月額改定の学年進行に伴う増額を行なうほか、私学特別奨学生のワクの拡大、大学院生に対する貸与月額の改善等を行なうとともに、新たに大学を設置する学校法人が当該大学の学生を対象として行なう奨学事業への援助についても道を開くことといたしました。

第六は、社会教育と体育・スポーツの振興に関する経費であります。

まず、社会教育の振興についてであります。社

社会教育の指導者層の充実をはかるため、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の求めに応じて社会教育主事を派遣することができるよう都道府県に対しその七百五十人分の給与費の二分の一を補助する経費を計上するとともに、引き続き社会教育指導員に対する補助等を行なうこととした。

社会教育施設につきましては、公民館、図書館、博物館、青年の家等について補助単価の改善等を行なうほか、特に少年自然の家を重点として整備することとし、公立少年自然の家について大幅な増額を行なうとともに、国立少年自然の家については、現在建設中のものに加え、新たに合わせて三ヵ所について設置ないし設置調査に着手し、さらに今後の計画についても調査を行なうことといたしました。また、国立婦人教育会館（仮称）についても、その建設を進めることとした

社会教育事業につきましては、青少年教育関係団体補助を大幅に増額するとともに、校庭開放事業、青少年団体指導者研修、児童のための家庭教育に関する事業等の諸施策についても充実をはかることいたしました。

か、広く国民が日常生活の中で体育・スポーツに親しむことができるよう、日常生活圏域における施設、特に総合国民体育館及び総合屋内水泳プールを重点として拡充整備することとしたしました。

体育・スポーツの普及奨励につきましては、指導者の養成等を行なうとともに、特に地域住民のための体育・スポーツの振興諸施策の実施推進に意欲的に取り組む市町村を地域住民スポーツ活動振興指定市町村として指定し、援助する事業を拡充することといたしました。

また、国民の健康の保持増進、体力の向上に資するため、体育・スポーツ、学校保健、学校給食における栄養等に関する総合的な研究を行なうとともに、これらの分野における指導者の養成充実を目的とする体育大学の構想について調査を行なうことといたしました。

第七は、芸術文化の振興と文化財保護の充実に関する経費であります。

まず、芸術文化の振興についてであります。国立の文化施設の整備をはかるため、第二国立劇場設置のための調査をさらに進めるほか、新たに大衆芸能の資料・技芸の保存、公開等を行なうための演芸資料館の設置についても調査を進めるとともに、日本万国博覧会記念協会の管理にかかる美術館を国立国際美術館（仮称）として設置することについての準備も行なうことといたしました。

また、地方における芸術文化振興につきましては、引き続き地方文化施設の拡充整備、地方芸術文化活動の促進、青少年芸術劇場及び移動芸術祭の拡充等を行なうとともに、新たに子供を対象に研修等につきましても拡充をはかることといたしました。

なお、昨年九月パリにおける田中總理大臣とボンピドー大統領との会談の結果、ルーブル美術館所蔵のレオナルド・ダ・ヴィンチ作「モナ・リ

「ザ」が日本に貸与され、今春東京において公開されることになりましたので、その展示に必要な経費を計上いたしました。

次に、文化財保護の充実についてであります。まず、国宝・重要文化財等の保護整備につきましては、国有文化財である建造物等の保存修理をはじめ、国宝・重要文化財等の保存修理、防災施設等の整備、天然記念物の保護増築等についての補助の拡充をはかるとともに、国宝・重要文化財等の国による買い上げを促進することとしております。無形文化財の保護の強化につきましても、保持者に対する特別助成金を増額するほか、新たに能楽調査・文化財保存技術の保護のための補助及び記録作成を行なうなど所要の措置を講ずることといたしました。

また、史跡等の保存につきましては、藤原宮跡等の史跡地の国による買い上げを継続して行なうほか、地方公共団体による史跡等の買い上げについては、補助金の増額と地方債等による先行取得によりその推進をはかるとともに、新たに史跡等の適切な保護をはかるため史跡等保存管理計画の策定に着手することといたしました。埋蔵文化財の保護につきましても、地方埋蔵文化財調査センター設置補助、緊急調査の拡充、文化財パトロールの実施等によりその充実をはかるほか、新たに奈良国立文化財研究所に埋蔵文化財センターを置き、地方公共団体の行なう緊急発掘調査に対する専門的技術的指導と発掘調査員の研修訓練等を行うことといたしました。

なお、国立歴史民俗博物館につきましては、引き続き設置準備を進めることといたしました。

第八は、教育・学術・文化の国際交流の拡大に関する経費であります。

まず、国際連合大学につきましては、昨年十二月の第二十八回国際連合総会において国際連合大学本部がわが国首都圏に設置されることが正式に決定されたことに伴い、本部の開設、本部の建築その他その受け入れ準備に必要な経費を計上することといたしました。

次に、留学生教育につきましては、国費外国人留学生について採用数の増員、奨学金及び下宿料補助の増額等をはかり、私費外国人留学生についても実地見学旅費の新規計上、医療費補助の充実等を行なうとともに、海外派遣留学生の増員を行なうこととしたしました。

また、研究者の派遣及び招致についても、人員の増加、滞在費の改善等につとめるとともに、各種の国際的な共同研究事業への参加協力に意を用い、学術における国際交流の推進につとめております。

海外勤務者子女教育につきましては、新たに海外における補習授業校に対する教材の整備と巡回指導班の派遣を行なうこととし、また、帰国子女の教育につきましては、研究協力指定校を拡充するほか、東京学芸大学の附属高等学校に帰国子女教育のための学級を開設することとしたしました。

このほか、アジア・アフリカ諸国への教育協力につきましては、まず、ユネスコを通ずる協力援助として専門家の派遣、国際研修コースの開催及び国際会議への参加等協力事業を充実し、また、二国間の協力援助についてもその推進をはかることといたしました。また、外国人に対する日本語教育の振興をはかるため国立国語研究所に日本語教育部を設けることといたしました。

○委員長(世耕政隆君) おはかりいたします。

以上、昭和四十九年度の文部省所管の予算案につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ、よろしく御審議くださいます。

ようお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) おはかりいたします。

お手元に配付してあります昭和四十九年度文部省所管予算案概要補足説明につきましては、説明を省略し、これを本日の会議録の末尾に掲載することといたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよなら取り計らいます。

このほか アジア・アフリカ諸国への教育協力につきましては、まず、ユネスコを通じる協力援助として専門家の派遣、国際研修コースの開催及び国際会議への参加等協力事業を充実し、また、二国間の協力援助についてもその推進をはかることといたしました。また、外国人に対する日本語教育の振興をはかるため国立国語研究所に日本語教育部を設けることといたしました。

以上、昭和四十九年度の文部省所管の予算案につきまして、その概要を御説明申し上げた次第であります。何とぞ、よろしく御審議くださいます。ようお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) おはかりいたします。

お手元に配付してあります昭和四十九年度文部省所管予算案概要補足説明につきましては、説明を省略し、これを本日の会議録の末尾に掲載するることいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(世耕政隆君) 御異議ないと認め、さよなら
う取り計らいます。

以上をもちまして、文教行政の基本政策及び文部省関係予算についての説明聴取を終わります。なお、本件に対する質疑は後日に行ないたいと 思います。

○委員長(世耕政隆君) 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案を議題といたします。

○國務大臣(奥野藏亮吉)「二のござ政寺」は是出大臣。

いたしました学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

ですが、なかんづく学校教育は、次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであり、国家社会の發展にきわめて重要な役割を果たしているのです。教育職員にすぐれた人材を得て、安んじてその情熱を教育に傾けていただくことがであります。教育行政に対する国民の切実な期待にこたえるとともに、その質的向上をはかるために取り組むべき教育行政の喫緊の課題であると存じます。

このたび、義務教育諸学校の教育職員の給与改善について、所要の予算を計上し、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置を講するごとにいたしましたのは、このような趣旨に基づくものであります。

次に、法律案の概要について申し上げます。
第一は、この法律は、学校教育が次代になら
青少年の人間形成の基本をなすものであることに
かんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与につ
いて特別の措置を定めることにより、すぐれた人
材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に
資することを目的としております。

第二は、義務教育諸学校の教育職員の給与につ
いては、一般の公務員の給与水準に比較して必要

な優遇措置が講じなければならないこととし、この趣旨にそつて、人事院は、義務教育諸学校の教育職員の給与について、国会及び内閣に対し必要な勧告を行なわなければならぬこととしたしております。

第三は、国は、義務教育諸学校の教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現につとめるものといたしております。

第四は、人事院は、義務教育諸学校の教育職員の給与上の優遇措置の計画的実現のための給与の改善が、おそらくとも昭和四十九年一月一日から行なわれるよう、国会及び内閣に対し必要な勧告をしなければならないことといたしております。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやかに御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(世耕政隆君) それでは、これより質疑に入ります。

質疑する方よ頭又、御答言頂、ます。

○宮之原貞光君　ただいま提案をされました学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の

教育職員の人事確保に関する特別措置法案といふ、きわめて長い題名で、しかも条項はまたきわめて簡単なものでありますだけに、これらの問題

について若いいろんな疑問に思っている点をただしたいと考えております。

法案が必要なのか。教員給与の現況と改善の必要性について所見を承りたい。

初任給におきましては、一般行政事務についておられる方々に比べまして若干高く定められておる

わけでございますけれども、上になつてしまひますとその差が縮まつてしまひまして、たしか十八年勤務ですか、ぐらいのところでは逆転してくる

という姿になつておるわけでござります。教職員の給与体系につきましては、一般の行政職の給与

体系と若干違つた姿であつていいと思うのでござる。

骨の開通

眞の問題でござります
先ほどもちよつと申し上げましたけれども、中
教審の答申の教員給与の改善措置という中には、
明らかに五段階給与の導入あるいは教頭以外の管

理上、指導上の職務者には特別の手当をよせ云々というようなことを、特別の手当を付せろといふようなことが強調されておるのであります。またこれは昨年の四月の八日の「今週の日本」という新聞です。これは政府の広報紙ですね、これを

見ますと、この問題について、教職員の入札確保法案のねらいとして、諸澤正道文部省初等中等同審議官がいろいろ答えておられる。一問一答がこ

ここに載っておるんです。そうしてなせこの法官が
が出されたか、その背景は何かという質問に対し
まして諸澤さんは、これは中教審答申がこの背景
になつておるんだというふうに、一段世論として

先生方の待遇改善をすべきだというようなことが書いてあるので、そのことを背景にしてこの法案を考えたんだという解説をされております。ところ

るが、昭和四十八年の五月の二十三日の「文部広報」を見ますと、「文部広報」の中に「反対意見は……」という見出しのもとに、「問い合わせの方法

案は、五段階給与制度を導入し、教員に対する国策支配をねらっているとの意見がありますが、どうですか。」と、こういう質問に対しても、「答え」と

して、いろいろ言つたあとに、この法案には、いわゆる五段階給与制度と関係のあることは何とか含まれておりません。それはそれで、そのための

法案が国会に提出され、それが議決されない限りはできないのです。まして、この法案は教員に好んでする」云々と、こういうような答えをしておるが

けなんです。したがいまして、私はこの中教審査申、「今週の日本」、あるいはいま私が紹介いたしました「文部省広報」とかつも、「一本どき」というの

ちがほんとうであろうかと、したがつて、ほんとうに五段階給与云々というようなことと関係ないのかあるのか、そここの上二つをまず文部大臣から

○國務大臣（奥野誠亮君） 教職員の待遇を抜本的に改め、つきりしてもらいたい。

に引き上げていかたいということは多年にわたる文部省関係者の熱望であったと思います。したがいまして、また中教審答申の中にもそういう考え方があらわれてきているんだろうと、こう考えるのですがございまして、文部省に職を奉じている人がどうございまして、文部省に職を奉じている人がどういう経緯からいたしまして中教審答申に書いてあることをこれで実現するんだと言われまして、それは私は無理からぬことだと、かように考えるわけでございます。このような措置を具体化させました責任者は実は私でございまして、このままではございません。

「どの管理上、指導上の職制を確立しなければならない」というこのくだり。さらに、これと関連をして「管理指導上の責任に対応するじゅうぶんな給与が受けられるよう給与体系を改めること」云々という文章のくだりがあるんです。したがいまして、こういうくだりを読むと、これは職階制の導入と給与体系というものは一体的に考えられておるんじゃないだろうかと、この中教審のものの言い方は考えられるんです。しかし、先ほど私の質問に対しまして、いわゆる五段階給与ほどはないらしい。これがどうなっているのか、もう一つ知りたい。

考えられていると判断される条項があるんです。今日、御承知のように政党政治の時勢で、自民党は与党でございますから、与党のやはり文教政策というものがやはり給与政策上にあらわれてくるのではないかどううかと、こう思うのは当然でござります。そこで、私がお聞きいたしたい点は、いわゆる一つの試案ではござりますけれども、世の中にいわれているところの身分法と今度のこの法律改正とは関係つけられてお考えになられたのか、それとも全然関係ないのか、その点のところをお聞かねえといいます。

はいわゆる五段階給与制はとらない 現行給与体系にもとづき教育職員の給与改善を図るものとする。」と、「なお、第三条にいうところの優遇措置とは身分法を意味するものではない。」と、こういうくだりがあるんですけども、先ほどの私が具体的に質問いたしましたところに対する大臣の答弁からいたしますと、これと全く一致するものだというふうに私は理解をいたしたいんですねが、そのように理解いたしてよろしくうございますか。

ような空気を受けるから予算指掌、立法指掌等整えさしていただいたわけでございまして、その段階におきましては、中教審答申と何の関係もございません。私なりにこれが最善の道だと努力をしてまいつてきているわけでございます。同時に今日までの経過の中いろいろな等級をつくつていく、そして先生方を競争にかり立てる、それは教育界を毒するものだという意見が多くの方々から聞かされてまいりまして、なるほどそういうないう気持ちも私自身持っているわけでございまして、したがいまして、お尋ねにあたりましては事実考えていないことでもありますけれども、五段階給与などということは一切考えておりません。また、そうしようとすると場合には新たに法案を予定して国会に提出し、そして御議決いただかなければいけないことですよと、こうも申し上げてまひつてきているわけでございます。いま申し

○宮之原貞光君 答申にいろいろ書かれておるうけれども、この問題は、言うならば、直接中教審答申と関係なく、現行給与体系に基づいて教育職員の給与改善をかりたい、こういうのが文部省の真意なんだとか、こう理解してもよろしうございましょうか、どうでしよう。

○國務大臣(奥野誠亮君) 現行給与体系以外に何らかの意図をもって予算案を要求し、あるいは法律案を国会に提出しているということは全然ございません。

○宮之原貞光君 なお、これらの問題と関連をして、もう少しお聞きしておきたいことがあります。それは四十七年の七月でしたか、自民党政調会の文教制度調査会と文教部会の合同でまとめて

○國務大臣(奥野誠亮君) いまお述べになりました
た大綱ですか、私は直接参加しておりませんので、どういうお気持ちでその大綱がつくられたかは承知しておりません。今回御提案申し上げております法律案を作成する等の過程におきましては、いろんな考え方ございました。国会みずからが責任を負つて教職員の給与を定めたらいいじゃないかという意見もございました。教職員の地位を高めるために裁判官並みの仕組みを考えたらい
じやないかという議論もあつたりしたわけでござ
います。しかし、私たちはあくまでもいまの人事院の制度、これを尊重し、人事院によつて教職員の給与のあり方を勧告していくだく、それを立法していいくということにしたい、こういう考え方にして立つたわけでございます。そういう考え方のものといた
る御提案申し上げているということでございま

ようには、五段階給与を考えておりません。同時に、また、計画的に進めることとは、身分法を考えているわけでもございません。いま私はそのように考えてまいってきているわけでございます。
○宮之原貞光君 そこで、人事院総裁にお聞きいたしたいんですが、いま私と文部大臣とのやりとりの中で、やはりこの問題については、いわゆるこれは五段階給与を意味するものではなくて、現行給与体系の中で考えるんだという文部大臣のほうから文部省としての一応の考え方を聞きしたんですが、これは給与問題の一応の最終的な責任を持たれるところの人事院としても、そういうお考えであるのかどうかを、総裁からじきにお聞きをいたしたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 五段階制といわれております事柄は、教育行政上の学校の組織の問題であります。従つて、人事院の問題ではありません。

○宮之原真光君 その点はわかりました。
さらに、関連をしてお聞きをいたしたいのです
がね。やはり中教審の答申の特に第二章の初等・
中等教育の改革に関する基本構想第二項の中の
「学校内の管理組織と教育行政体制の整備」と「教
員の養成確保とその地位の向上のための施策」と
いうところを見ますと、先ほど私が若干触れたよ
うな構想がやはり端的に出ておるわけなんですね。
ですから私といたしまして、特にその教頭以外に、
「教務主任・学年主任・教科主任・生徒指導主任な
して、発表された「教育改革の第一次試案」と称
するものがござりますですね。大臣、御存じだと
思う。表題は「教員養成・再教育並びに身分・待
遇の根本的改革について（中間報告）」と、こう
書いてあるのが発表されております。その中間報
告の第三項に、「教員の身分の確立および待遇の
改善」という見出しの中に、教員身分法の制定と
給与体系の根本改善をはかる、こういう見出しの
もとに、教員身分法——これは仮称でございま
しょうけれども、制定、任期制に伴う待遇改善、
あるいは年功加俸制度云々等々と教員の抜本的な
待遇改善と身分法というものの制定とが一体的に

○宮之原真光君 それならば、大体その意図といふのはわかつたんですけれども、もう一回くらいどうですが、確かめておきたい点があるのであります。それは、去年の十二月四日でございましたですか、いわゆるわが党の文教部長と、それから与党の自民党的文教部長との間でこの法案関係について話し合って、いろいろ党サイドにおけるところの覚書があつたようでございます。実は、その中で、先ほど大臣に質問申し上げた点とも関連をいたしますけれども、こういうくだりがあるんであります。「この法律の施行にあたつて文部省、人事院

所管事項ではないわけです。これは、別途適當な立法措置その他によつておきめになることで、それができた場合においては、われわれはまた、独自の人事院の立場としてそれを評価して、給与法上必要な措置があれば、とるというたてまえでございますからして、われわれのほうから進んで一段階制を給与に取り入れるとかなんとかといううな性格のものではありません。したがつて、ただいま文部大臣のお答えになつたとおりでござります。

すか、この人事院の勧告の問題の項目と関連をしてお聞きました。しかし、本法案が成立いたしましたと、人事院は、ここにも書いてありますように、一般的な公務員の給与水準に比較をして必要な優遇措置を講ずるという趣旨に立って勧告を行なうことになると思うんです。その勧告をまた踏まえて、給与改善の具体的な措置の給与法の一部改正といつものいざれ国会に出てくると思うんですがね。さらにまた地方公務員の場合には、それを受けた都道府県で条例化することになるわけでございますが、そこで、私がます文部大臣にお聞きしたいのは、こういうようなこの法律案が通ったあとに具体的な手立てをする場合、これらの給与改善の具体的な方法及び具体的措置を行なう場合は、これはILO・ユネスコの「教員の地位に関する勧告」にもありますけれども、文部大臣としては、教員団体と協議をするという私はやはり態度が大事じゃないだろうかと思うのでござりますけれども、この問題について大臣としてはどうお考へになるでしょうか。これは先ほど私がちょっと紹介いたしましたところの公の問題、あるいは新聞等で伝えられますところの大臣と日教組委員長との話し合いの中でも、これらの問題が合意を見たと新聞で私は承知しております。その点、大臣の率直な御見解をお聞かせください。

○国務大臣(奥野誠亮君) 教職員の組合の中に私は、政治的には不偏不党でいきたいというような日教連のような組織もございますし、まだ、いま御指摘になりましたような、大きな組合としては日教組のような組合もあるわけでございます。いずれにいたしましても、それの方々と絶えずざっぱらんな話し合いができるような関係にあります。したがいまして、すぐいろいろな問題について協議していくんだということには私はまいらないと、こう思ひでございます。その協議

の問題が出来ましたときに、十二月四日の前日、三月一日日教組の横枝委員長たちと私と会っておりましたので、そのときの話のやりとりをここで申し上げになりました。その中に「協議」ということばが使われたほうが御理解を得やすいんじゃないだろうか、こう考えるわけでございます。先ほどお取り上げになりました関係者の合意文書がございました。その中に「協議」ということばが使われておられたわけでございます。横枝委員長が私に対しまして、協議の相手方は文部省でどうかというお話をございました。私は当然、それは関係者の間の合意文書だけども、私も文部省だと受け取りますよと、こう申し上げました。同時に、しかしながら「協議する」と言葉でも、その協議の内容は何であり、どんな方法で取り進めていくかというようなことを文部省と日教組の間で詰めようと思つても、二日かかっても三日かかっても詰められぬようないまの状態だらう、だからとにかくもうと意思の疎通がはかれれるようお互に努力し合わなければいけないじやありませんかと、こう申し上げました。そのことをその後の新聞記者会見におきまして、横枝委員長をおいて私から発表したことでもございました。やはりぜひいま申しあげますようにからだんだんと改善をはかつてまいりたい、そしてお互いに努力するような態勢にもつていきたいなど、こう念願しているところでございます。

○宮之原貞光君 そうすると、文部大臣のいまの話は、今後協議し合うような態勢に努力をしていただきたいと、言うならば、いわゆる政策間レベルで話し合ったところの問題に沿つて大臣としてはやはり努力をするんだというふうなお気持ちだといふふうに理解してよろしくうござりますか。

○国務大臣(奥野誠亮君) さしあたりは意思の疎通をもつと積極的にはかかるような努力をしていきたいということをございます。

○宮之原貞光君 人事院総裁にお聞きをいたしましたが、いわゆる勧告とかあるいは給与法の改正について協議していくんだということには私はまいりません。したがいまして、すぐいろいろな問題について協議していくんだということには私はまいりません。しかし、いわゆる関係者であるところの文部大臣なりあるいは職員団体といいろいろ話し合われ

たところのことについては、できるだけ勧告なり給与法をつくられる場合には尊重していくくというお気持ちがあられるのかどうか、そこらあたりをお聞かせ願いたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これは私どもの過去の実績を官之原委員十分御承知でございますから、よけいなことを申し上げる必要ありませんけれども、われわれとしては、ひんぱんに組合の職員団体の代表の方ともお会いします。各省の大臣もまたそれぞれ給与についての御意見をわれわれのところに持つてまいります。したがいまして、それよりのあらゆる要望その他を十分われわれとしては何と申しますか。確かに、特にいままで国会でもたびたび御指摘いただいておりますように、それもまた、大臣からも先ほどお述べいたしましたように、いわゆる逆転現象、これを何とか解消するような方向に持つていかないものかと申します。これは過去の実績によつて御判断いたしました。これは過去の実績によつて御判断いただけがけつこうだと思ひます。

○宮之原貞光君 この優遇措置のいわゆる改善策の中身について、もう少し具体的にお聞きしたいのですがね。

これは十一月の五日ですか、日教組から要求書として文部省に出され、十二月の四日に文部省から回答されたという文書を見てみますと、いま申し上げましたところの問題について具体的に今後の文部省の方向としては「行(+)との逆転差の解消、初任給の引上げ、昇給間差額の改善、最高号俸の引上げ」、こういう問題について、文部省としても待遇改善案の一つのポイントとして努力をしたいと、こういう中身が見えておるんですが、それについて、これは大臣から直接お聞きするよりも、初中局長あたりから聞いたほうがなお具体的だと思ひますがね、どういう中身なのか、もう少しお話をあれば承りたい。

○政府委員(岩間英太郎君) 日教組からの給与の改善につきましての御意見、私どものほうにいただいております。大臣からの御命令によりまして、

私たちもこれに対する誠意をもつて御回答申し上げるというふうなことで、特にこれは正式な文書ではございませんけれども、一応文章にいたしまして、その私どもの今後の改善の努力と申し上げておきます。それで、そのときの話のやりとりをここで申し上げたいんだとということを日教組の方々に御回答を申し上げたというふうな書きがございま

○宮之原貞光君 私は、局長から答弁なされたところの諸点もきわめて大事なことだと思うんです。が、まだもっとこう精力的にというよりも、重点的に考えていただきたい点があるんですよ。その一つは、一律アップの問題ですね。これは昭和四十七年、一昨年になりますね、九月の二十九日の本文教委員会で、これはちょうど四十八年度予算を文部省が要求したときの話です。まずその二五%を要求する、次にもう一年たって二五%要求する、そのときにはいま答弁なされたところの局長のほうからは、まずことは、その二五%というのは——この議事録を見ますれば、「そうしますと、四十八年度の第一年目は、一律に二五%であるけれども、次の二五%の引き上げはまだ具体的に考え方としてまとまっておらないと、このように理解してよろしくござりますね。」と、こう質問したのに対して、あなたは「そのとおりでございます。」と、こう答えていた。言うならば、その当時の二五%という要求は、結果的には一〇%になりましたけれども、これは一律アップというふうなことを文部省は考えておるんだと、こういう考え方をきちんと言われておるので。そのことと、今度、いまさつきる申し上げられたところの点とは、私は重点がないぶつれておられるんじやないだらうかという感がしてならないのですがね。なるほど一〇%という中では、せめて一〇%のうちの五%ぐらいだけでも一律ますかぶせておいて、その上に逆格差のところを云々していくくといなうなら、私は相当全体の教員の水準アップということに大きな役割りを果たすことができると思うのですがね。その点どういうお考えなのかお聞きしたいということ。

いま一つは、これは三本立ての問題とも関連しますけれども、教〔一〕、教〔二〕のやはり格差が大きく開いているということは厳然たる事実ですね。たとえば小・中学校の校長は高等学校の一般の教職員よりも低いわけですから、三十五年つめたつですね。ですからやっぱり格差を詰めていくと、教〔一〕と教〔二〕のですね。このことは、中教審の答申

○宮之原貞光君 私は、局長から答弁なされたところの諸点もきわめて大事なことだと思うんです。が、まだもっとこう精力的にというよりも、重点的に考えていただきたい点があるんですよ。その一つは、一律アップの問題ですね。これは昭和四十七年、一昨年になりますね、九月の二十九日の本文教委員会で、これはちょうど四十八年度予算を文部省が要求したときの話です。まずその二五%

の方針性から見ても正しいことだと思うのですけれどもね。そういうところあたりに、私はやはり一度の場合は相当力点が置かれるべきだと、こう思っているのですが。その点いかがですか。
○政府委員(岩間英太郎君) この前二五%のときに一律で予算の要求をしておるということを申し上げましたが、これは予算の要求の態度としてそういう態度を文部省がとっているということです。ざいまして、そのときは、最終は五〇%に引き上げるということを一応前提に考えまして、その二五%分はどういうふうにやるんだというお尋ねに対しまして、ただいま先生から御指摘がございましたようなお答えをしたわけでございます。
それから、第二番目の一律に五%ぐらい引き上げたらどうかというふうな御意見でありまして、貴重な御意見だと思いますが、私どもが初任給を引き上げるということは、初任給だけが上がつてその次の段階が下がつていくということではもちろんございません。初任給を五%引き上げますと、全体的に順を追つて五%こうずつと引き上げていくというふうなことにもなるわけでござります。

それから最後の三本立ての問題でござりますが、これは先生もよく御存じのとおり、議員立法として三本立ての法案が国会で議決をされまして、それが現行の体系の基礎になつておるわけでございます。しかしながら、その当時はいわゆる学歴差といつものがございまして、小・中学校のほうは師範学校の卒業生がいわば大部分を占めておられた。それから高等学校のほうはいわゆる高等師範の卒業生といつものが多かつたという事実。それからまた、校長の登用率といつものが高等学校のほうは少ないといいますけれども、教〔一〕、教〔二〕のやはり格差が大きく開いているということは厳然たる事実ですね。たとえば小・中学校の校長は高等学校の一般の教職員よりも低いわけですから、三十五年つめたつですね。ですからやっぱり格差を詰めていくと、教〔一〕と教〔二〕のですね。このことは、中教審の答申

と高等院校のほうが損だというふうな結果にもなるわけでございます。また、退職金、それから年金、そういうものにも全部はね返つてくるわけでありまして、これはどういうふうな見方をするか思うのですが。その点いかがですか。
○宮之原貞光君 この前二五%のときに一律で予算の要求をしておるということを申し上げましたが、これは予算の要求の態度としてそういう態度を文部省がとっているということです。
○宮之原貞光君 私、教〔一〕、教〔二〕を直ちに一本にしようと言つておるんじやないのです。とにかくやっぱり差がひど過ぎるという点は、これはまだそれもが常識的に理解しているところですからね。それがやっぱり理まるような方向で努力をすべきじゃないかということを申し上げている。
それで、総裁にお聞きしたいんですがね。もちろんまだ最終結論はいま出ておらぬことは承知いたしておりますけれども、いま初回局長といよいりとりをしましたところの教員給与の改善の方向性の幾つかのポイントについて私申し上げたのですけれども、それらについて、何か総裁としてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(佐藤達夫君) 私ども、かねがね教員給与の改善に努力を重ねてまいりましたけれども、その努力の方向をたどつておきますと、当面やはりひしめく四十年といいますか、中堅のところの先生方がたいへんなことになつておられるということが、それから、いまのいわゆる交差点といわれます行政職とのクロスの関係、これは教員団体の方々の御要望もあって毎年一号俸ずつですか、きちんとみつちいこではありませんけれども、無理して努力をしてきたということもありますけれども、まだこれ十分とは思えませんし、まあ校長先生の給与も本省の課長補佐ぐらいいだといふやうな人聞きの悪い話も出ておりまますし、そういう点をひとつ何とかせないかねという心組みできておられまして、これから詰めのほうはもちろんいまお話しのようにこれからで、いまの官之原委員のおことばなんかにもいろいろあつた啓発されることがありますから、そういうことをたっぷり

と高等学校のほうが損だというふうな結果にもなるわけでございます。また、退職金、それから年金、そういうものにも全部はね返つてくるわけでありまして、これはどういうふうな見方をするか思うのですが。その点いかがですか。
○宮之原貞光君 まだそこらあたりはもう少しやりたいんですが、時間がありませんから、いずれまた、直接総裁にも御意見申し上げたいと思います。
次の事項に入らしてもらいますが、この法律案は義務教育諸学校ですから、当然、これは、小・中のはうが対象になつておると思いますが、私はやはりこの幼年教育の重要性、あるいは今日高等学校の教育を見ても進学率はもうすでに九〇%以上を過ぎている。いうならば、いまや普通教育として定着をし、義務化に近づいておるというのが今日の高等学校教育の実情なんですね。そういうような点から考えますれば、当然この法律は、法律はこれは義務教育学校でけれども、この法律の執行と同時に、高等学校なり幼稚園あるいはこの義務関係の幼稚部とか高等学校ですね、高等部、高等部の機つかのポイントについて私申し上げたのですけれども、それらについて、何か総裁としてお考えがあればお聞かせ願いたいと思います。
○政府委員(佐藤達夫君) 私ども、かねがね教員給与の改善に努力を重ねてまいりましたけれども、その努力の方向をたどつておきますと、当面やはりひしめく四十年といいますか、中堅のところの先生方がたいへんなことになつておられるということが、それから、いまのいわゆる交差点といわれます行政職とのクロスの関係、これは教員団体の方々の御要望もあって毎年一号俸ずつですか、きちんとみつちいこではありませんけれども、無理して努力をしてきたということもありますけれども、まだこれ十分とは思えませんし、まあ校長先生の給与も本省の課長補佐ぐらいいだといふやうな人聞きの悪い話も出ておりまますし、そういう点をひとつ何とかせないかねという心組みできておられまして、これから詰めのほうはもちろんいまお話しのようにこれからで、いまの官之原委員のおことばなんかにもいろいろあつた啓発されることがありますから、そういうことをたっぷり

すのものじゃございませんから、当然に引き上げられていくというようなことで、均衡的に幼稚園も高等学校も大学も引き上げられるものだと、こういうように私は期待をいたしているわけでございます。そういうふうに人事院のほうでもお考えいただけるだらうなど、こういう考え方にして、いるわけでございまして、財政当局に対しましても、私なりの期待をそれぞれに話を申し上げているわけでございまして、また、それに対応した措置をとつていただけるということにもなつてゐるわけでございます。

○宮之原貞光君 その点、総裁はいかがでござりますか。

○政府委員(佐藤達夫君) これは衆議院の御審議の際にも申し上げてまいりましたけれども、幼稚園はいま文部大臣の言われたとおりで、これは問題ありませんが、高等学校その他の面につきましても、やはり現行の俸給表を基盤として考えます以上は逆転があつてはこれはおかしい。それからさらに必要最小限度の均衡は保持する必要があるだろうというたてまえで臨んでおるわけでござります。

○宮之原貞光君 この際、地方財政ともこれ関係のあることでござりますので、自治省にもお尋ねをしたいんですが、自治省の示されておりますところの四十九年度の地方財政計画を見てみますと、この中にいわゆる幼稚園、高校関係の場合、財政調整資金として約一千三百億円が予算化されておりましてね。これは財政調整資金でござりますから、普通、これは普通交付税になると思われるけれども、しかし、これを私は、こういろいろ説明を聞いた中では、約七百億が都道府県へ、市町村が約六百億ぐらい、したがって、都道府県の場合の高校あるいは市町村立の高校、幼稚園というのも、この中でやはりさつきお話ししたところの待遇改善ということになつていくとすれば、財政面の裏づけとしてはこういうものがうしるたてとしてあるものだと理解をしておるのでございますが、その点いかがでしよう。

○政府委員（森川敬君） 教員の給与改善につきましては、義務教育諸学校の教員については、御承知のように、四十九年度の地方財政計画で国の予算に見合う給与改善所要経費を計上いたしております。しかし高等学校、幼稚園等につきましては計上いたしておりません。ただ、今回の法案に関連いたしまして、高等学校等の給与改善が行なわれるということに相なりますれば、それに必要な所要の財源措置を講じてまいらなければならぬという気持ちを持っております。しかし、まだ現段階できまつておるわけございません。私どもといたしましては、いま御指摘の千三百億円の財政調整資金、これは非常に経済・財政状況は流動的でございますので、いろんな情勢に対応できるようこれだけのものを年度内の新規財政需要に対処できるよう預保してまいりたいと、かように考えておるわけでございます。これなども活用いたしまして適切な財源措置ができるものと、かように考えております。

○宮之原亮光君 ひとつ総裁、いまお聞き及びのとおり、高校なり幼稚園の場合にもある程度の財政的な措置を講じておるような自治省の話ですかね、思い切って、単に義務制だけじゃなくて、これはやっぱり教育全体の水準を引き上げるというならば、そういう方向にひとつ総裁としても御努力願いたいし、また、文部省もひとつ確信を持つてそういう点を積極的に引き上げていただきたいと、こういうふうにこの点は要望を申し上げておきたいと思います。

さらに引き続きましてお尋ねをいたしますが、本法案の附則の二項でございますね。これには「教育職員の給与の優遇措置について、計画的にその実現に努めるものとする。」と、こうあるのです。この「計画的に」ということになりますと、いろいろこれはもう解釈の幅がこう出てくるんですね。「計画的に」云々ということだけでは、私どもがこれを検討する場合に、なるほど一言では、年や二年では国の財政規模からいって非常な困難

性がある。したがつて、やはり今後将来を見通した場合に、この教員の給与の改善というものは相当数をかけてやつていかなければならぬ。そういうことになるとすれば、この計画的云々といふのは、財政上の計画的云々というのが私は一番すなおなこの問題の解消だらうと、こう思うであります。したがつて、その問題については、各党間でもいろいろ意見の調整をしておるところの段階でござりますけれども、そのようにことが改められたらとしても、法案を提出されたところの文部省としては大きなこれに対するところのそこはないと思うのですけれども、その点いかがでしよう。

○國務大臣(奥野誠亮君) この法案を提出いたしましたのは昨年の春でございまして、そのときには、四十八年度の予算の中に対応して一〇%引き上げる財源三月分を計上さしていただきたわけでございます。この一〇%だけで終りじやございませんよ、なお順次引き上げていくんですよとういう気持ちが「計画的に」と書かせていただいている趣旨でございます。

○宮之原貞光君 いまの大臣の御答弁からいたしまして、やはり大蔵省との折衝の過程の中でこのことを強調されておるとするならば、これはやつぱり財政上のものが一番のポイントだと、こういうふうに理解を私はいたしたいんです。

次に質問を続けますけれども、直接本法案の改正とは関係いたしませんけれども、同じ学校教育法に携わって大きな役割りを果たしておりますところの学校事務職員の給与改善の問題と関連をしてお聞きをしておきたいと思います。

このことについてはもつと具体的にお聞きしたほうがいいと思います。私はやはり学校事務職員の給与改善という問題は、過去国会でも何回もこれ文部省自身も御存じのように、あるいはまた人事院も御存じのように、附帯決議が上がつたり要望事項が何回かされたことがある。しかし、それそれの前進は見ているといえども、まだまだ不十分なところがあるのであります。一番やはりこの職種の中で問題にされている点は、一つは渡

りの問題、いわゆる昭和三十二年の初中局長の通達を改正をしてもらつて、上級等級へ無条件に渡りができるような積極的な方策を講じてもらいたい、こういう点が一つの大きな意見として出て来る。いま一つは、事務職員の職務の実態等から給与法の第十条に言う俸給の調整額を支給すべきだという意見等が事務職員の中にあるんです。しかし、これは十条の問題になりますと、いろいろ解釈の問題ですつきりしないものがあるかもしれませんけれども、私はやはりこの二つの要求は事務職員の待遇改善をする場合には相当考慮されなければならぬ一つの問題点だと思うんであります。が、この点、文部省としてはどういうお考えでしようか。まず、文部省のお考えを聞かせていただきたい。

○國務大臣（奥野誠亮君） 事務職員の待遇の改善、多年にわたって主張されてまいったくておりましますし、また、文部省におきましても、県によりましては四等級に格付けしているところもございまますけれども、まだ少數でございますので、ぜひ全体的に四等級の格付けまで持っていくたいということで努力をしてまいっておるわけでございます。したがいまして、そういう配慮を通じて事務職員の待遇の改善には今後も努力をしていきたい、こう考へているところでございます。今回の立法の趣旨は、教員の待遇を抜本的に引き上げて人材を教育界に導入していくたいということでおざいますので、教員と事務職員との違いはこれに当然あるんだということでおざいます。しかしながら、事務職員につきましては、多年にわたって文部省としても努力を続けてきているわけでござりますので、この際、なお一そその努力を強化していくべきだと、その必要はあるうど、かよううに考えております。

○宮之原貞光君 その点、人事院にもひとつ前向きな善処をお願いをしたいんですけど、これはたしか三十年の七月ですか、第二十二回国会ですかね、衆議院の文教委員会で事務職員の身分、給与に関する附帯決議が上がったんですね。その中で

やはり言われているのは、教職員との格差が非常に大きいので急速にやはり格差が解消されるべきだということと、教員と同様にあるべきよう切望するという決議案文が上がっていることは総裁も御存じだと思います。また、その線に沿っている御努力を願っていることも私承知をいたしておりましたけれども、実はこの法案とも関連をいたしまして、事務職員の皆さんにはまたまた自分たちだけ取り残されるんじゃないかと、こういう危惧が非常に強いんです。したがって、やはりこの問題については、私は積極的にこの際、これらの問題については待遇改善策というものがなされるべきだと、こう思いますだけに、いま文部省は努力するというお答えがあつたのですが、そういう方向で人事院としても御検討いただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○政府委員(佐藤達夫君) 直接私どもは国立の附属の学校だけを所管しておりますけれども、いまだまた努力の実績が認めるというようなねことばがありましたとおり、たとえば定数の問題とか、それからもう一つは、非常に特別会計の幅が広いのですからその間の人事交流を適切にやることによって相当のところまで待遇の改善といいますか、それはやれるような大体の仕組みになっておりますので、私どもとしては、まあその方向で努力を続けてまいりましたけれども、しかしながら、いまのおことばもありますし、今後またさらに検討すべき点は十分検討してまいりたいと考えております。

○宮之原貞光君 私は、この場合一つのやはりネックになっているのは、財政上ですね、それならば事務職員に対するところの、たとえば地方財政計画等で裏づけがあるのかどうか、そこがやはり一つの問題点だと思いますが、この機会にまた審議官にお尋ねいたしたいと思いますが、財政計画を見てみると、いわゆる地方公務員給与分としてこの財政計画では五兆二百六十六億が入っておりますが、その恩給分以外の一般職員分としてが二兆四千九百十八億が計上されておりますし、

これを見ますと、前年度比に対して二〇・二%増になつておるんですね。こういうことから考えてみますれば、これだけの面があればいわゆる学校事務職員についても事務官の給与改善にもこの財務的な裏づけの面としてはそう窮屈なものでない、ような気がするのですが、その点がやはり相当考慮されると理解してよろしくうございますか、どうですか。

○政府委員(森岡敏君) いま御指摘の地方財政計画に掲げております一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等という項目でござりますが、この項目の給与単価につきましては、地方公共団体の給与が御承知のようにかなり幅がございます。それを実績のまとることは地方財政措置としては適当ではないということで、国家公務員に準じた給与単価をつくりまして計上いたしております。それだけの財源措置をすることが最も適切であるということで計上いたしておるわけでござります。したがいまして、いまお話しのありましたような職員の給与改善を行なうとしても、いや財源がないんだ、財源がないといふことにはなりませんね、もは考えておりません。

○宮之原貞光君 私がお聞きしているのは、こういう財源があるということは、事務官、事務職員の給与改善を行なうとしても、いや財源がないんだ、財源がないといふことにはなりませんね、もは考えておりません。

○政府委員(森岡敏君) ここに掲げております金額は、いま申し上げましたように、現在の給与制度のもとにおいて計算いたしました各国家公務員に準ずる単価で計算をいたしておるということを申し上げたわけでございます。したがいまして、何か新たな措置を講ずる場合に、それに対応する財源をここで見ておるということではないということを申し上げたわけでございます。

○宮之原貞光君 だってあなた、事務職員とは、自分が県の職員あるいはその市町村の職員と同じ

なんですからね、一般的の行政職とは別に事務職員が除外されておるという予算措置じゃないんでありますけれども、大体十年ぐらいになりますと逆に事務職員についても事務官の給与改善にもこの財務的な裏づけの面としてはそう窮屈なものでない、ような気がするのですが、その点がやはり相当考慮されると理解してよろしくうございますか、どうですか。

○政府委員(森岡敏君) いま御指摘の地方財政計画に掲げております一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等という項目でござりますが、この項目の給与単価につきましては、地方公共団体の給与が御承知のようにかなり幅がございます。それを実績のまとることは地方財政措置としては適当ではないということで、国家公務員に準じた給与単価をつくりまして計上いたしております。それだけの財源措置をすることが最も適切であるということで計上いたしておるわけでござります。したがいまして、いまお話しのありましたような職員の給与改善を行なうとしても、いや財源がないんだ、財源がないといふことにはなりませんね、もは考えておりません。

○宮之原貞光君 関連してもう一つ聞きたいのは、やはり同じ学校関係ですね。実習助手、現業職員のやはり給与改善というのも一つの問題になつておる。これは文部大臣はおわかりだと思っておりますが、特に高等学校関係あるいは中学校関係の、これは初任給の改善、昇給間差の是正というのも非常に大きな問題になります。特に高卒で学校の実習助手と行政職にいた場合をこう比較してみますれば、初任給では若干学校の実習助手のほうがいいかもしだれませんけれども、二十年たてば二万から三万も違うというのが実態なんです。こよりますとところの実習助手なり現業職員の給与改善面で非常に苦労して、縁の下の力持ちになつておられますところの実習助手なり現業職員の給与改善のところも私はやはり学校教育全体を発展させるためににはきわめて重要なことだと、こう考えておるのであります。その点、文部省としてはこれまで先ほど来いろいろこうほかの職種の問題についても私は触れてきたんですけども、給与改善について、どのような考え方を持つておられるのか、前回のやはり考え方なのかどうか、ひとつお伺いしたいと思います。

○政府委員(森岡敏君) ここに掲げております金額は、いま申し上げましたように、現在の給与制度のもとにおいて計算いたしました各国家公務員に準ずる単価で計算をいたしておるということを申し上げたわけでございます。したがいまして、何か新たな措置を講ずる場合に、それに対応する財源をここで見ておるということではないということを申し上げたわけでございます。

○宮之原貞光君 時間がありませんので、人事院におきましても、この問題をひとつ積極的に考えさせていただきたいという御要望を申し上げておきたいと思います。

○宮之原貞光君 時間がありませんので、私立学校の給与改善の問題についてお伺いしたいと思います。私立学校はもちろん大学から高校、中学と、こうあるわけでございましてお伺いしたいと思います。私立学校はもちろん大學から高校、中学と、こうあるわけでございますけれども、やはりこの日本の教育全体を見てみると、大学の場合は七三%も私大におんぶをしておる。あるいはまた、高等学校の場合も比率が少くない、こういうような状況から見れば、国民教育という立場に立てば当然この私立学校の給与改善ということも私はきわめて教育全体を発展させるためには重要な一つのファクターだと思つております。したがって、この私立学校の給

的な行政指導をされようとお考へになつておるか、積極的なやはり、これは最後ですから、大臣の意欲と申しますか、意欲を込めたお話をお聞きしておきたい。

なお、これと関連をして自治省のほうにもお伺いいたしますが、先ほどの地方財政計画の中の国庫負担金を伴わなものという条項の中に、私はやはりこの私立学校に対するところの私学振興費あるいは給与改善に対するところのものが含まれておると理解しておる。たとえばこの中では、私立教職員の賃金改定分の四十九年度のベースアップの三%分あるいはその他の給与改善の5%分というのも当然やはりこの中で私は積算の基礎になつておるのではないだらうかと、こう見ておるわけでござりますけれども、そういう面についての財政的な裏づけといふものが全然ないとは言えないと思うのですが、その点について説明をしていただきたいと、こう思います。まず、自治省のほうからお聞かせ願いたい。

○政府委員(森岡敏君) 私学助成につきましては、高等学校以下について県に対しても所要の財政措置を講じて経常費の助成が行なわれるようにしておるわけであります。その際の計算の方法は、大学に対します国庫の助成と同じ方式に準拠いたしております。で、詳細御説明申し上げますのは、基本的な考え方方は、一定の最近の実績をとりまして、それに昇給を見込んでそれを基礎にして算定しておる、こういう方式をとつております。

○國務大臣(奥野誠亮君) 学校教育の水準の維持向上に資することが目的でございまして、学校教育は御指摘のように国公立の学校ばかりじゃございませんで、私立の学校もあるわけでございまして、当然私立の学校の教職員につきましても待遇が改善される、それに対応する財政援助措置をとつていくことでござります。これまで私立の大学につきましては、経常費につきまして国費助成を行なつておりますし、高等学校以下につきましては都道府県から助成が

行なわれておるわけでござりますけれども、これらの拡充につきましてはさらに一段の努力を続けていく決意でございます。

○矢追秀彦君 ちょっと私は席を立つておりますので、あるいは重複する点があるかもわかりませんが、まず、初めにお伺いしたいことは、この法案が通過をした場合に、その人材の確保がどの程度ほんとうにできるようになるか、その点の見通しをまずお伺いしたいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 教職に人材を導入したい、その条件はいろいろあるだらうと思うのでござりますけれども、待遇の改善もその一つじゃないかと、かように考えてこのような措置をとらせていただいたわけでございます。現在までの模様を見てまいりますと、大学の教育学部を受験される方々がだんだん少なくなりはしないかという心配をされ、同時に、結果的に女子がぐんぐん比率を高めていくことだと思います。

○矢追秀彦君 今年度はまだ、一次のほうまだ出ておりませんですね。

○政府委員(岩間英太郎君) 今年度の数字はまだ出ておりません。

○矢追秀彦君 数の面ではいま言われたとおり少しふえておるということですが、この受験生の大学を受験する中での占める比率の点ではどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま手元に数字がちよつとないようでござりますので傾向としてお答えいたしますが、最近は御案内のとおり大学への志望者が非常にふえておりますし、その中でたまに教員養成学部につきましてはまあ若干ふえてはきておりますけれども、そのふえ方がまだ十分じゃないという点で一般の学部に比べますとまだ低いというふうな状態です。

○矢追秀彦君 もちろん給与の面というのも大きな一つの教員に対する志望が少なくなつた面かと思いますけれども、やはりそれだけでは解決できない面が一ぱいあると思いますので、ただ単にこの法案が通つてかりに給与面が改善されたとしていわゆる教員養成大学並びに各大学の教育学部、それに対する志望が少くなつた面かと云ふことがあります。ただお金を出せばそれでいいんだと、こういう考え方で字ができなければ。

○政府委員(岩間英太郎君) 応募者の状況でございます。

いますが、小学校教員の養成課程につきましては、四十三年度が四万一千五百人、四十四年度が三千九千二百人、四十五年度が三万三千四百人、四十六年度が三万三千百人、四十七年度が三万八千五百人、四十八年度が四万二千百人とやや最近回復をしてまいっているという傾向がございます。

それから中学校の教員養成課程では、四十三年が三万二千四百人、四十四年が二万九千三百人、四十五年が二万五千三百人、四十六年が二万四千三百人、四十七年が二万六千五百人、四十八年が二万七千七百人とやはり同じようにならず回復の傾向は見られております。

○矢追秀彦君 今年度はまだ、一次のほうまだ出ておりません。

○政府委員(岩間英太郎君) 今年度の数字はまだ出ておりません。

○矢追秀彦君 数の面ではいま言われたとおり少しふえておるということですが、この受験生の大学を受験する中での占める比率の点ではどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま手元に数字がちよつとないようでござりますので傾向としてお答えいたしますが、最近は御案内のとおり大学への志望者が非常にふえておりますし、その中でたまに教員養成学部につきましてはまあ若干ふえてはきておりますけれども、そのふえ方がまだ十分じゃないという点で一般の学部に比べますとまだ低いというふうな状態です。

○矢追秀彦君 もちろん給与の面というのも大きな一つの教員に対する志望が少くなつた面かと思いますけれども、やはりそれだけでは解決できない面が一ぱいあると思いますので、ただ単にこの法案が通つてかりに給与面が改善されたとしていわゆる教員養成大学並びに各大学の教育学部、それに対する志望が少くなつた面かと云ふことがあります。ただお金を出せばそれでいいんだと、こういう考え方で字ができなければ。

○矢追秀彦君 まだ法案が通つておりませんから、これがどういうふうに影響を及ぼすかは判断はむずかしいかと思いますが、この四、五年の間のいわゆる教員養成大学並びに各大学の教育学部、それに対する志望が少くなつた面かと云ふことがあります。ただお金を出せばそれでいいんだと、こういう考え方で字ができなければ。

○政府委員(岩間英太郎君) その次に、中教審との関係であります。いろいろこの法案自体が問題になつたのは、中教審にいわれておるいわゆる五段階といふことと問題になつたわけであります。中教審の答申というものとこの法律というもの、それは持ち込まれないと再三言われております、このことできょうこのような審議に入ったわけでありますけれども、中教審といふものは、この法案との対比においてどうお考えになつておるか、その点をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ほどお答えしたとお

ろんな面での待遇改善をやはりこの際もつとやつていかなきゃならぬと、こう思いますが、その点については、具体的に今年度はどうお考へですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 教育界に人材を導入したい、同時に先生方に安んじて教育に情熱を傾けていただきたい、かように考へているわけでござります。そういう意味で待遇の改善、単に給与だけじゃございません、待遇の問題は具体的な問題になりますと旅費の問題からいろいろなことがござりますが、全体的に待遇の改善をはかつていただきたい、その条件はいろいろあるだらうと思うのでござりますけれども、待遇の改善もその一つじゃないかと、かように考えてこのようないくつかの問題をとらせていただいたわけでございます。現在までの模様を見てまいりますと、大学の教育学部を受験される方々がだんだん少なくなりはしないかという心配をされ、同時に、結果的に女子がぐんぐん比率を高めていくことだと思います。

○矢追秀彦君 今年度はまだ、一次のほうまだ出ておりません。

○政府委員(岩間英太郎君) 今年度の数字はまだ出ておりません。

○矢追秀彦君 数の面ではいま言われたとおり少しふえておるということですが、この受験生の大学を受験する中での占める比率の点ではどうですか。

○政府委員(岩間英太郎君) ただいま手元に数字がちよつとないようでござりますので傾向としてお答えいたしますが、最近は御案内のとおり大学への志望者が非常にふえておりますし、その中でたまに教員養成学部につきましてはまあ若干ふえてはきておりますけれども、そのふえ方がまだ十分じゃないという点で一般の学部に比べますとまだ低いというふうな状態です。

○矢追秀彦君 もちろん給与の面というのも大きな一つの教員に対する志望が少くなつた面かと思いますけれども、やはりそれだけでは解決できない面が一ぱいあると思いますので、ただ単にこの法案が通つてかりに給与面が改善されたとしていわゆる教員養成大学並びに各大学の教育学部、それに対する志望が少くなつた面かと云ふことがあります。ただお金を出せばそれでいいんだと、こういう考え方で字ができなければ。

○矢追秀彦君 まだ法案が通つておりませんから、これがどういうふうに影響を及ぼすかは判断はむずかしいかと思いますが、この四、五年の間のいわゆる教員養成大学並びに各大学の教育学部、それに対する志望が少くなつた面かと云ふことがあります。ただお金を出せばそれでいいんだと、こういう考え方で字ができなければ。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ほどお答えしたとお

という言い方もできるだろう、基づいていないと
いう言い方もできるだろう、こう考えているわけ
でございます。私は日教組の委員長などと会いま
したときにこんなことを申し上げました。あなたたち中教審粉砕ということはやめなさいよ、
いいことたくさん書いてあるじゃないか、反対も
たくさんあるでしょう、反対は反対、いいものは
いいと、そういうふうにお互いに議論していこう
でございまして、中教審の答申の中に処遇の改善
がうたわれているとすれば、それは非常にいいこ
とじゃないか、それは取り上げたい、しかし、全
部あのとおりわれわれがやっていくんだというそ
んな節操のない考え方を持つておりません。自主
的に努力を払ってまいるわけでござります。した
がいまして、またの中に先ほど宮之原さんから
五段階給与のことがうたわれているという御指摘
がございました。私、五段階給与といつていいの
かどうかよくわかりませんが、そういう考え方方は
毛頭持っておりません。また、そういうことをし
上げたところでございます。

○矢追秀彦君 そうすると、いまの大臣のお話だ

と、中教審の中でもっと国会でも議論を仄くして

いい点はそのまま伸ばしていく、悪い点について
はこれほどんどんえていく、こういうふうに解
していいわけですか。

○國務大臣(奥野誠亮君) そのとおり考えており
ます。

○矢追秀彦君 次に、この教員の問題はもちろん

そうでございますが、この事務職員ですね、これ

に対する考え方、待遇改善ですね、この点につい
ては、今回はこれは教育職員ということになっ
ておりますが、その点はどういうふうにお考えに
なりますか。

○國務大臣(奥野誠亮君) その点は先ほどかなり

な議論があつたところでございまして、この法案
は教員の処遇を引き上げていきたいわけでござ
います。まして、事務職員の処遇引き上げをうたつて
いるといふことは、そういうふうにお互いに議論してい
ます。今日の事態を迎えて、文部省が多年いまの処遇では不十分だと
いうことで、具体的に申し上げますと、四等級に
格付けしたい、こういうことで各方面にお願いも
してまいりたわけでございます。今日の事態を迎
えますと一そなその努力を実らせなければならな
い、かように考へてゐるわけでございまして、そ
ういう意味で格段の努力を私たちとしても払つて
いきたいと思っております。こう答えていた
だいたところでございます。

○矢追秀彦君 いろんな問題点がもうかなり出た
ようでござりますので、簡単に質問は終らせてい
ただきますが、もちろんこういった今回の法案で、
特に義務教育の教職員の給与についてのこういう
人材確保、まことにけつこうです、これはこれ
でよろしいわけでござりますけれども、要する
に、教育職全般ですね、特に大学等も含めまし
て、これから教育者に対するあり方という点、非
常にレベルが低いわけです。もちろん、義務教育
の点が一番大事でござりますけれども、高等教育
という問題も非常にありますし、そういう点に
ついては、今後どのようにお考へになつていく
か、これは人事院のほうからもお考へをお聞きし
たい。

○國務大臣(奥野誠亮君) これも先ほど申し上げ
ましたように、義務教育の先生をここにしまし
て、そして学校教育の水準の全体を上げたい、
こう考へてゐるわけでございます。したがいまし
て、幼稚園も高等学校も大学も逐次均衡とれた範
囲内において引き上げられるものだ、こう理解を
しているわけでございます。また、そういうたて
ままで大蔵省にも自治省にも連絡をとりながら財
政措置にも抜かりのないようにしていただきた
い、かように考へてゐるところでございます。

○政府委員(佐藤達夫君) 教職員の方々の待遇改
善はつとにわれわれとしても努力をしてきたこと

ろでございますし、その努力は依然として今後と
も続けてまいりたいと思っております。

○松下正寿君 今までの質疑応答で大体尽くさ
れていると思いますので、ごく簡単に私の所見を
述べつつ文部大臣の御所見をお伺いしたいと思
います。

私、個人のことを申し上げて恐縮ですが、文教
委員に就任後ごく新しいわけであります。そこで

一番最初に、この法案を読んでみて、非常に長い

ので、学校教育の水準の維持向上のための義務教
育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置

法案、ちょっと一息では読みないほど長い名前で

あります。私は、内容を読む前にこの題を読みま
して、非常にりっぱなことである、ぜひともこれ
を実行していただきたいと、こう思つて内容を読
んでみましたが、もちろんこういった今回の法案で、
も具体的にどう改善するということではなくて、
人事院のほうにやつてくれといふこともあり、い
わばげたを預けたようななかつこうで、決して私は
反対ではありません、むしろ大賛成であります
が、これは私の間違いかもわかりませんが、私は
元来、日本という国は、明治以来非常に先生の地
位が高かつたと思います。低かつた低かつたとい
うのは、これはちよつと間違ひであつて、諸外国
と比べるというと相当私は、日本の先生の地位と
いうものが格段に高かつたんじゃないかと思いま
す。しかば、給与の点においてはどうかとい
うと非常に低かつた。給与が非常に低かつたにかか
わらず、社会的地位というのは非常に高かつたと
いう、これは私は自分でそう考へておるわけで、
また私のような考え方を持っている人は明治生ま
れの者には相當多いんじゃないかと思うわけであ
ります。そこで、たゞ實際現在のところ給与の問
題だけではなくて、それと比べるという、何とな
く先生の地位が、でもしか先生ですか何かいろん
なそういう話もあるようですが、何となく地位が
低下しているような感じがいたしまして、そうい
う点から私は水準の維持向上、特に義務教育の先
生方の人材を確保するということは何とかした方

法でやりたい、やつていただきたいと考えておつ
たわけであります、中を読んでみますとい
うと、やはり給与改善に尽きているような感じがい
たします。給与改善だけではないと大臣しばしば
おっしゃいましたが、何か具体的に、給与
改善はけつこうでありますが、それ以外もつと大
事な点で、教員の、学校の先生というものの社会
的地位、尊敬に値するというような地位をほんと
うか、まず第一に、その点について大臣のお考
をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先生方の社会的地位を
国民がどう評価するかということにつきまして
は、国としての処遇のしかたにもございますし、
反面また、教育界がどういう実態であるか、これ
も大きな影響を及ぼすことではないだろうかと、
かように考へるわけでございます。今日国民の多
くの方々が教育界の実態につきまして相当数か
なり不満を持つていらっしゃるんじゃないだろう
かという感じを持ちます。それにもまたいろいろ
の原因があつらかと思います。また、政治的な問題
を離れましても、昭和二十三年でございましょう
か、一挙に義務教育年限を三年に延長したわけで
ございまして、当時は若者はみんな戦地にかり出
されれておつたわけでございますし、国内の教育と
いうようなものも充実していかなかつた、その中で
先生を求めるわけでございますから、私はかなり
困難だつたんじやないだらうか。非常に悪い表現
をいたしますと、人を連れてきて先生というレッ
テルを貼つた人もいらないとは言い切れない、こう
いうことも考へられるわけでございます。であり
ますので、義務教育年限を延長した、一挙に延長
したやり方、これまでいい悪い議論はございま
しょうけれども、多数の人を採用する中にはやは
り好ましくない人も若干入つてくることはやむを
得なかつたじやないだらうかな、そういう人たち
のあり方について社会が好ましく思わない、尊敬
のあり方について社会が好ましく思わない、尊敬
かたがないのじやないかという気がいたします。

同時にまた、かなり政治的に偏向した姿も見られるわけでございまして、そういうことが社会の先生方を見る目をかなり左右しているのじやないか、かよう考えるわけでございます。

反面また、処遇の問題につきましても、戦前は年功加俸の制度でありますとか、あるいは兵役の義務を免除しますとか、いろいろなことが行なわされておったわけでございます。いま同じようなことを繰り返すわけにまいりませんで、今回のようないい切つて引き上げるというような措置をとらせていただいたわけでございます。

こなかつたというのはだれかといえば、自民党内閣そのものではないでしょうか。私は、今日、この法案を急遽出して教員の給与を若干でも上げなくてはならぬと思われる文部省、とりわけ文部大臣に、こういう法案を提案されるにあたってどのようにその点を反省し、どのようにその責任を感じておられるのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 加藤先生、衆議院の模様のこと言及されましたが、お調べになつてお話しになつておられるんでしょうか。単独審議じやございません。共産党は委員会の採決の際にはお加わりになりませんでしたけれども、加わった政党もございます。衆議院の本会議には共産党も加わつておられます。私は、国会のあり方についてとやかく言うことは差し控えておきたいと思いますけれども、政府が冷然として教員の給与をやつておつたというようなことをおっしゃいますと、いささか反発を感じざるを得ない。政府が一般の公務員よりも優遇しようという施策を打ち出しておけでございまして、先ほど申し上げましたように、現在でも初任給は九%程度上級職乙の公務員よりも高くなつておるわけでござります、決して冷遇しておりません。もつと一般の公務員より優遇して人材を教育界に入れたい、そのことが国家、社会の命運を託している教育界にそれがけの責任を果たしていただけるような教育界にしていきたいという私たちの念願でございまして、冷遇しておつたというような言い方をされたり、衆議院で単独採決だと、事実と違うお話をされます。もう一べん衆議院の姿をお調べになつて先ほど御質問お考え直しいただきたい、お願いを申し上げておきます。

○加藤進君 文部大臣は、そのように強硬な発言をされるわけでございますけれども、事態そのものが示しておるよう、きわめて異常な事態で衆

議院段階を通つたということは、これはもう大臣に申上げたわけでも、本来、このよだんな法を提起するという根柢には何があつておられるのか、いかにも優遇について、いまおっしゃられたかといえ、教職員の地位を向上させるために思ひます。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ほど来お答えをしたは、とりあえず何をおいても教員の待遇の改善をはからなくてはならぬ、とう言われるその根柢にはいうまでもなく今日の教職員の当面しておられるようなきわめて教育や生活水準の困難な状態が裏にあること、根底にあることは私は明らかだと思つ。

たとえば、それではヨーロッパの諸国の教職員の待遇と日本の教職員の待遇とどれだけの相違があるのか、これは文部省の提出された資料の中でもきわめて明確になつておるわけでございます。

先進国といわれる日本の、しかも教育を担当しておつたといふことは、根本的に間違つたといふべきでございまして、それはもう一般にはつきりとした断定未だ子供たちを育てていかなくてはならぬといふ専門職である教職員に対してとられておる今日までの措置がはたして優遇であったかどうかといふことは、これはもう一般的にはつきりとした断定を下し得るものではないか、私はその点だけえて申し上げまして、續いて質問に入りたいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 政府は、たびたび教職員の給与改善について、中教審答申の立場に立つて改善をはかつていくということをおっしゃつておる。

そこで聞きますけれども、これは前の委員もございましたけれども、中教審答申によりますと、「校長を助けて校務を分担する教頭・教務主任・学年主任・教科主任・生徒指導主任などの管理上、指導上の職制を確立しなければならない」。こうつてあります。「教頭および『大学院』で再教育を受け、またはその他の方法によつて、高度の資質を身につけたと認定された教諭に対する別種の等級を適用」する、こう言いつつておるわけであります。先ほども大臣は中教審答申と特別関係はないなどというふうなふうの発言

をされておりますけれども、それならば、この中教審答申にうたつておるような、このよだんな五段階の差別賃金は導入する意図は全くないと、これはこの法案においてもなし、今後ともそのよう

な差別賃金は文部省としてはとらない、こういうことをこの委員会を通じて明確にお答えいただけでしょうかかどうでしようか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ほど来お答えをしたとおりでございます。重ねて申し上げますと、教職員の待遇の改善をはかつてることでございまして、あわせて五段階給与を頭に描いているものでは全然ございません。私が文部省を担当するようになりますから、五段階給与というような競争心をあるようなやり方をとつてもらうことは教育現場にふさわしくないんだと、いうお話を多くの方々から伺いました。私も、そうだろうなという気持ちを持たせていたいいるところでござります。教育の現場の皆さん方が教育に熱情を傾けやすいような仕組み、これをいろんな形においてふうをしていきたい、それにさからうような施策は当然とするべきじゃない、こういう気持ちでおるところでございます。

○加藤進君 重ねてお尋ねしますが、今後ともそのような態度を堅持されるかどうか、その点一言お伺いしたい。

○國務大臣(奥野誠亮君) 私は、そういう考え方全然持つております。どういうような給与体系がいいのか教育現場の方々もいろんなお考え方をお持ちになるだろうと思います。できる限り教育現場の方々が希望されるような体系をくふうしていきべきだらう、かように考えておるところでござります。

○加藤進君 そうしますと、教職員の要望しておられるような給与改善のために努力するのであって、中教審が言つておろうが言つていいが、五段階の差別給与制度などといふものを文部省は新たに設けるつもりはない、こういうふうに理解していいですね。

○國務大臣(奥野誠亮君) 五段階給与といふもの

を私の頭の中のどこにもございません。

○加藤進君 そこで、もう一つお尋ねしますけれども、一昨年の七月に自民党から「教育改革第一期、研修、争議行為の制限、身分保障等専門職としての教員の身分を確立するため教員身分法を制定する。」こういうことを自民党的方針とされております。政府は、この法案によって教員に対しても若干の待遇の改善はするけれども、教員の労働基本権を剥奪して、今後教員身分法を制定する布石にするのではないか、このように疑惑がきわめて強かつたことは御承知のとおりであります。このために、教員団体の諸君がこの法案の意図に対して反対をしてきたわけですがこの法案の意図に対して反対をしてきたわけでもありますけれども、大臣は、この法案は教員の身分法などというものを全く考へていない、教員身分法などというものを将来制定するつもりはない、こういうことをはつきりしていただきができるんでしょうか。

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ほどもその話が出でおりまして、いろんな人がいろんなことを言われること、これはもう自由じゃなかろうか、こう思っておるわけでございます。教員の労働基本権に關します問題につきましては、御承知のように団結権が認められている。交渉することはできるんですけど、

○國務大臣(奥野誠亮君) 先ほどもその話が出でおりまして、いろんな人がいろんなことを言われること、これはもう自由じゃなかろうか、こう思っておるわけでございます。教員の労働基本権に關します問題につきましては、御承知のように団結権が認められている。交渉することはできるんですけど、しかし、協約締結権でありますとか同盟罷業権とかいうものは認められていない。私は現行の制度、それが正しいんじやないかと、こう考えておるわけでございます。これ以上に制限すべきだという考え方方は持ち合わせておりません。

○加藤進君 この法案によつて特別に義務教育諸学校の教職員といふことに法案の文面は限定されおりませんけれども、先ほど来の質疑を通じてそれをさらに幼稚園の教職員から大学の教職員までに拡大して、それらに適切な措置をとるつもりだと、こういう御答弁がありましたけれども、その点で私は一言聞きたいのは、大学の教職員に対し

の御所見を承りたいと思います。

○國務大臣(奥野誠亮君) 協議ということばの意味から、お互いによく話し合いをしてみないとなかなか加藤さんと私の間ですぐここで合意に達するような結論には達しないんじやないか、こう思つてゐるわけでござります。私が申し上げますように、意思の疎通を積極的にはかつていこうとございません。同時に御指摘になりました勧告の中には、教員の組合も文教当局もお互いに協力し合うのだ、こうも書かれておるわけでございまして、ぜひお互いにざつぱらんに話し合いをする、お互いに手を取り合い、力をかし合う、そういう日本の教育界に早く持つていきたいものだと――文部省の政策なら大体みな反対していく、中教審に書いてあることなら大体反対していくといふような姿にはならないよう早く改善をしたいものだ。全体的にあいう勧告の精神が日本において生かされる時代を迎へたいものだな、かように思つておるところでござります。

いたいものだ、かように私は考へてゐるわけでござります。いま加藤さんがおっしゃいましたような姿勢で、勧告に盛られているようやく、私も、文部省にも意見をおつしやつていただき、また組合にも意見をおつしやつていただきたいな、かように考へるわけでござります。

日教組は不幸なことに法律で禁止されているストを指令しておられるわけでござります。私はやはり法律を守るように、法治國の國民を育てるよう、ひとつ教員組合にもお話ししかけをいただきたい。文部省にもお話ししかけをいただき、また教員組合にもお話ししかけをいただきまして、勧告の精神がそのとおり生かされてくるように私も努力しますし、御協力いただくようにお願い申し上げます。

○加藤進君 大臣の答弁の中には若干蛇足と思われる部分がありましたが、きょうは質問の時間も十分ありませんから、この点は、私は今後の議論に譲りたいと思います。

そこで最後にお尋ねしたいのは、この法案によつて教員の給与の若干の引き上げを行なう。これによつて人材の確保を保障し、もつて学校教育の水準の維持向上をはかる。私はこういう趣旨はきわけてけつこうである。その趣旨としてけつこうである。私たちもその点については、特にそのような方法で努力しなくてはならぬと考えております。しかし同時に、学校教育の水準の維持向上をはかるために、じや教員の地位あるいは教員の待遇の改善だけをもつて足れりとし得るかといえば、私はそこにさまざま重大な課題が、今日文教行政にいわば押し寄せてゐるような感じがせざるを得ないわけであります。そのような点において学校の教育水準の維持向上をはかるために、今日教職員の待遇改善にあわせて何をなすべきかという問題は、もう文部大臣あるいは文部省において十分に考え方を練り上げておると思いますけれども、その点についての御所見をお伺いしたいと

水準の維持向上をはかつていきますためにには多方面の施策が必要だと、かように考えておるわけでございます。また、多方面にわたりまして、教育条件を整備していくことが私たちの責任だ、こう考えておるところでございます。いろいろと御意見がおありのようでござりますので、遠慮なしにお教えいただきながら努力を傾けていきたいと思います。

○加藤進君 私は、あえて提案だけをしておきますけれども、第一に、学級定員数を適切な規模に縮小するという努力を払つていただきなければ、今日一人一人の子供に行き届いた教育などというようなことは全くから文句に終わるような現状にある、これが第一の点。したがつて、そのためには教職員の大幅な増員をはからなくてはならぬという問題が直接出てくると思う。この点につきましても、私たちは今日の状況のもとで言うなら、十六万をこえるような大幅な増員をこの五ヵ年程度の計画において実施しなくてはならぬという案も持つておるわけでございますし、日教組の方たちは、その数、二十万を必要とするというような試案も出しておられるわけでございまして、こういふ私たちの所見に対し、今度とられた文部省の措置がきわめてこのような状況に合わない低い水準のものであるというような点についても私はあえて十分な御検討をいただきたいというふうに考えます。まあ、同時に教職員の資質を向上させるために、今日教職員が自主的な研修活動を行なう、その十分な時間が保障される、雑役から解放される等々の措置が当然とられなくてはならぬし、こんなことはやる気があればすぐにでもできる、まあ、こういうふうに私は考えるわけでござりますけれども、その点についてもきわめて不十分な措置しかとられておらないのが私は現状ではないかと思います。しかもとりわけ、いまよいよ建設資材等々の非常な困難な状況が生まれています。学校用地の確保もまた重大な事態です。こうして見ると、今日の学校施設の拡充整備ということが緊急な問題になつてきており、とりわけ重

要な問題になつてきてゐる。もうこのまゝほつておくなれば、プレハブ校舎の解消どころか、プレハブ校舎が今日さらふえつつあるというのが、これは私は、私の視察した限りにおいての現状だと思います。こういう問題について抜本的な対策を講じ、措置を講ずるということが今日文部省に課せられた大きな任務ではないかと私は考えます。この点から言うならば、すでに教育基本法第十条には、日本の、また文部省を中心として行なわれる教育行政がどのようなものでなくてはならぬかということが明確に条文において明記してあるわけでございます。

まあ、最後に私は特に文部大臣にお願いしたいのは、この学校教育基本法の趣旨、精神を十分に服膺しつつ、このような状態をできるだけ早い時期に解決する、こうして学校教育のまさに文字どおり水準の維持向上をはかつていただきたいということを最後に申し上げまして、この点、文部大臣の所見を聞いて質問を終わりたいと思います。

○國務大臣（奥野誠亮君） 教職員の定数改善につきましては、五ヵ年計画を立てて進めてまいりてきていることは御承知いただいているとおりでございます。義務教育教職員につきましては、四十九年度から五ヵ年間にわたつて定数改善の計画をきめたわけでござります。第一次から第三次までの間は児童生徒数が減つていくのですから、教職員の総数が減つていくのであります。したがいまして、比較的定数改善はやりやすかつた。四次の場合には、第二次ベーブームが始まりまして、教職員は自然増になつていくのであります。

これまでの三回の計画とは全く違つた状態でございます。しかし、その中でも自然増のほかに定数改善によって先生をふやしていくことになります。また、そういうときでござりますので、御指摘になりましたのは、おそらく四十五人一学級を減らしてみたらどうかと、こういう御提案もあつたんじゃないかと思ひますけれども、それはでき

ない。しかし三個学年複式を廃止するとか二個学年複式の定数を下げていくとかいろいろな式の改善は試みているつもりでございます。いずれ御審議をいただくことになりますかと思います。

第二番目に、事務から先生方を解放しろという御提案がございました。この定教改善の中では、大体いままで五〇%の学校には事務職員が配置されているのでございますが、この五年間の間に七五%の学校には事務職員を配置するように持つていただきたい、こういう内容を含んでいるわけでございまして、努力をしていただきたいと思います。いずれにいたしましても、教職員をふやす場合には一挙に増員を行ないますと、それなりに資質を整えた方々を確保するということは困難でありますので、やはりある程度計画的に進めていかなくてはならないということについては御理解を賜わっておきたいと思います。

第三に、人口急増地帯のブレハブ校舎の問題がございました。四十九年度は用地の補助に対しましても、その補助の程度を高める改善を行なわせていただきました。また、総需要抑制のさなかでございましたのに、事業分量として四十八年で実行いたしましたよりも一割ぐらいふやしたい、しかもそれを老朽校舎の改築よりも人口急増のようないところの新增築に多くを向けていただきたい、そして御指摘のブレハブ解消に効果を出せるようにしていきたい、かように考えておるところでございます。

全体的に教育諸条件の整備につきましては、さらに努力を傾けていく決意でございます。

○委員長(世耕政隆君) ほかに御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないものと認めます。

〔賛成者举手〕

内藤晉三郎君から委員長の手元に、自由民主党、日本社会党、公明党、民社党、日本共産党、以上五党共同提案による修正案が提出されており

ます。修正案の内容はお手元に配付のとおりでございます。

内藤晉三郎君から修正案の趣旨説明を願います。

同提案にかかる修正案を提出したいと存じます。まず、修正案文を朗読いたします。

○内藤晉三郎君 私は、本法律案に対し、各党共に提出の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案の一部を次のよう修正する。

附則第二項中「計画的に」を「財政上、計画的に」に改める。

以上であります。

この修正案を簡単に御説明申し上げます。「財政上、計画的に」というように特に「財政上」を加えましたのは、この法律案における計画的実現が給与上に關するものであることを明らかにするものであり、将来財政計画を立てる意味するものでないことを申し添えないと存じます。

何とぞ御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) 別に御発言もないようですが、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

○委員長(世耕政隆君) 別に御意見もないようですが、これより原案並びに修正案について討論に入ります。

○委員長(世耕政隆君) 別に御意見もなければ、討論は終局したとの認識で御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(世耕政隆君) 御異議ないものと認めます。

〔賛成者举手〕

まず、内藤君提出の修正案を問題に供します。内藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者举手〕

内藤君提出の修正案を問題に供します。

内藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者举手〕

内藤君提出の修正案を問題に供します。

内藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

内藤君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

した。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者举手〕

以上の結果、本案は全会一致をもつて修正議決すべきものと決定いたしました。

○内藤晉三郎君 私は、ただいま可決されました学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案に附則第二項中「計画的に」を「財政上、計画的に」に改める。

以上であります。

この修正案を簡単に御説明申し上げます。「財政上、計画的に」というように特に「財政上」を加えましたのは、この法律案における計画的実現が給与上に關するものであることを明らかにするものであり、将来財政計画を立てる意味するものでないことを申し添えないと存じます。

何とぞ御賛成あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(世耕政隆君) 全会一致と認めます。

○内藤晉三郎君 私は、ただいま可決されました学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案に附則第二項中「計画的に」を「財政上、計画的に」に改める。

以上であります。

この附帯決議で明らかにした次第であります。何とぞ御賛成を賜わりたいと存じます。

○委員長(世耕政隆君) ただいま内藤君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行ないます。

〔賛成者举手〕

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

○委員長(世耕政隆君) 全会一致と認めます。

○内藤晉三郎君 私は、ただいま可決されました学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案に附則第二項中「計画的に」を「財政上、計画的に」に改める。

以上であります。

この附帯決議で明らかにした次第であります。

○委員長(世耕政隆君) 全会一致と認めます。

○内藤晉三郎君 私は、ただいま可決されました学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案に附則第二項中「計画的に」を「財政上、計画的に」に改める。

以上であります。

○委員長(世耕政隆君) 全会一致と認めます。

○内藤晉三郎君 私は、ただいま可決されました学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法案に附則第二項中「計画的に」を「財政上、計画的に」に改める。

以上であります。

〔参考〕

昭和四十九年度文部省所管予算案概要説明の補足

昭和四十九年度文部省所管予算案について文部

大臣からその概要をご説明申し上げましたが、こ

れを補足しまして、お手もとにお配りしております。

す「昭和四十九年度予算要求額事項別表」によ

り、ご説明申し上げたいと存じます。

を図ることといたしてあります。

次に、三十四ページの「二、社会教育施設の整備」では、公民館、図書館、博物館及び青年の家について補助単価の改善を図るとともに、国立婦人教育会館（仮称）について第二年次の工事を実施することいたしております。

また、少年自然の家につきましては、特にその整備を図ることとし、国立少年自然の家については、現在建設中のものの二年次の工事を実施するほか、あらたに二施設の建設に着手し、さらに創設調査及び今後の計画についての調査を行うとともに、公立少年自然の家については、補助対象か所数を三十二か所に増加し、また単価の改善を行つきました。なお、視聴覚センターにつきましても、か所数の増及び単価の改訂を図つております。

次に、三十六ページの「三、社会教育事業の奨励援助」では、まず、成人教育の振興のため、P.T.A.指導者の研究集会及び国内研修に対する補助を引き続き行い、青少年教育の振興のため、団体指導者研修及び校庭開放事業を拡充し、婦人家庭教育の振興のため、特に児童のための家庭教育に関する事業の充実に配慮することとしたしました。なお、社会教育関係団体補助につきましては、青少年教育関係団体を重点として増額を図つております。

第六は、三十九ページからはじまる「体育・スポーツの振興」に関する経費についてであります。

まず、「一、学部の配置方針等に関する調査」では、**体育・スポーツ・学校保健**学校給食における栄養等に関する総合的研究、指導者の養成等を目的とする体育大学の構想について調査することいたしております。

次に、同ページの「二、体育・スポーツ施設の整備充実」では、まず、日常生活圏域の体育施設につきまして、特に総合国民体育館及び総合屋内水泳プールを中心として整備することとし、総合国民体育館については補助対象か所数を二十か所とした

に増加するとともに単価の大幅な改善を図り、総

合屋内水泳プールについても単価を大幅に改善することといったとしております。その他の屋外水泳プール、国民体育館、国民運動場等につきましても、単価の改善を図ることとし、また、広域生活圏域の体育施設及び学校体育施設につきましても

引き続き整備することいたしております。
次に、四十二ページの「三、体育・スポーツの普及奨励」では、特に地域住民スポーツ活動振興指定市町村の援助を拡充することとし、一億三千九百万円を計上いたしております。

第七は、四十四ページからはじまる「芸術文化の振興と文化財保護の充実」に関する経費についてであります。

まず、「一、芸術文化の振興」では、国立の芸術文化施設につきまして、第二「国立劇場の設立の

ための調査を基本計画の策定を行うなどさらに進めるほか、日本万国博覧会記念協会の管理にかかる美術館を国立国際美術館（仮称）として設立することについての準備を行うとともに、大衆芸能の資料・技芸の保存、公開等を行うための演芸資料館の設立についても調査を行うことといたしております。

では、文化会館等の地方文化施設について補助対象か所数の増加及び補助単価の改善を図るとともに、あらたに子どもを対象にオーケストラ、音楽劇、バレエ及び児童劇の巡回公演を行う子ども芸術劇場を実施することとし、また、移動芸術祭に

ついても秋季の公演回数を増加するなどその拡充を図ることとしております。

遣分の増員を図るとともに、あらたに二年間派遣

も行うことといたしております。

備を進めることいたしております。

次に、国宝・重要文化財等の保存整備につきましては、国有文化財である建造物等の保存修理をはじめ、国宝・重要文化財等の保存修理、防災施設の整備等について引き続き補助の拡充を図るとともに、天然記念物の保護増殖等についての補助

を拡充し、また、無形文化財の保護の強化にましても、保持者に対する特別助成金を増額するほか、あらたに能楽調査、文化財保存技術の保護のための補助及び記録作成を行うなどその充実に必要な経費を計上いたしております。また、国宝・重要文化財等の国有化を促進するため買上げ費を増額し、十億六千万円を計上いたしておりますが、これに国立博物館等の諸施設の購入費を加えますと、十五億六百万円となつております。次に、埋蔵文化財の保存につきましては、緊急

調査の拡充、文化財バトロール制の実施、地方埋蔵文化財調査センター設置補助等により、その充実を図り、また、奈良国立文化財研究所に埋蔵文

化財センターを設置することとしたとしておりま
す。史跡等の保存につきましては、史跡等の土地
の買上げ補助の増額及び地方債等による先行取得
によりその推進を図るとともに、あらたに、史跡
等の保存管理に関する法律を制定することとして

第八は、五十ページからはじまる「教育、学術、文化の国際交流の拡大」に関する経費についてであります。

まず、「一、国際連合大学の設置準備」では、

昨年十二月の第二十八回国際連合総会において同
大学の本部がわが国首都圏に設置されることが正
式に決定されたことに伴い、その受け入れ準備に
遗漏なきを期するため、本部の開設のための諸經
費、本部の建築のための調査費等必要な経費二億

一千八百万円を計上いたしております。

次に、五十一ページの「二、留学生交流の拡充」では、国費外国人留学生について、新規受け入れ人員の増、給与月額及び下宿料補助の改善を

地見学旅費の新規計上、医療費補助の充実を行う

ほか、海外派遣留学生について、国公私立大学生、教員養成部学生等の派遣人員の増員を行うこととしております。

略いたします。

「教育の振興」では、外国人に対する日本語教育内容・方法の研究、教材の作成、教員の研修等を総合的に行うため国立国語研究所に日本語教育部を設置することいたしております。

育の推進等」では、まず、海外勤務者子女教育に関する諸施策立案のための基礎資料を整備するため、内外における海外勤務者子女教育の実態を総合的に調査することといたしております。また、あらたに、海外における補習授業校に対する教材

の整備と巡回指導班の派遣を行うこととし、帰国子女の教育につきましては、研究協力指定校の校数を増加するほか、東京学芸大学の附属高等学校に帰国子女のための学級を開設することいたしました。

最後に、五十七ページからの総理府に一括計上

されております「沖縄」に関する経費についてであります。これらは主として、施設の整備による経費であり六十六億二千四百万円を計上いた

箇年計画で三十五名とする。同和地図、へき地などは直ちに三十名とし、必要な定員を加配する。複式学級は十五名、身障児学級は十名とする。

2 過密地域について、年間の中途に児童、生徒が基準以上にふえた場合、直ちに教員を加配する。複式学級は十五名、身障児学級は十名とする。

3 小学校に専科教員を配置し、中学校では無免許教科担当をなくすよう定員をふやす。すべての学校に養護教諭、事務職員を必置する。十八学級以上の小学校、九学級以上の中学校には複数設置する。

高等学校について

1 学級編成は、普通科、職業科とも全日制で三十五名以下、定時制で二十五名以下とする。

2 教員の担当授業時数を全日制十五時間以内、定時制十時間以内とする。

3 養護教諭は全校に必置し、全日制十八学級、定時制十二学級以上には複数設置する。

4 事務職員は最低五名必置し、四学級以上の場合複数設置する。

5 実習助手を実習教員と改め、全日、定時制をとわず普通科で最低三名、職業科で二名とし、学校規模によつて加配する。

6 学校図書館司書を全校に必置し、十八学級以上の場合複数設置する。

幼稚園について

1 一学級の児童数は三歳児十五名、四、五歳児二十名以下とする。

2 学級担任外教諭一名と一園最低二名の教諭を確保する。

3 希望者の高校全員入学をめざし、公立高校を抜本的に増設すること。当面、単独制高校奨励政策をやめ、すべての高校について用地收用費及び建設費の三分の二を国庫負担すること。

3、過疎地域における学校統廃合を行なふとともにすむよう、全面的な国庫助成を行うこと。

4、大学入試難を解消するため、国公立大学の収

容定員数をふやし、国公立の大学に働きつつ学ぶ青年のための夜間課程を設置することとし、それに必要な経費を全面的に国庫負担すること。

五、義務教育諸学校の教育費父母負担を全廃し、私立幼稚園、高校、大学の父母負担を公立なりに軽減するためにひもつきなしで大幅の国庫助成を行うこと。

六、地域の特別の要求について改善をはかるこ

理由

一、小、中学生の半数以上が、授業についてゆけないという状況をなくし、子どもたちにしつかりした学力を育てるために、教科書の改善とともに、ゆきとどいた教育ができるよう教職員の数をうんとふやす必要がある。

二、最近特に都市周辺では中学生が急激にふえ、今のが度に高校へ入学のためにも、公立高校の増設が必要である。

三、過疎地域では年々子どもの数がへり、学校が統廃合され、通学がきわめて不便になつてゐる。

四、大学進学希望は年々増大し、現役では三人に一人ぐらしか入学できない。

五、以上の状態を改善するため、地方自治体で大幅に予算をくむことは難しく、国の予算で措置する必要がある。

幼稚園について

1 一学級の児童数は三歳児十五名、四、五歳児二十名以下とする。

2 学級担任外教諭一名と一園最低二名の教諭を確保する。

3 希望者の高校全員入学をめざし、公立高校を抜本的に増設すること。当面、単独制高校奨励政策をやめ、すべての高校について用地收用費及び建設費の三分の二を国庫負担すること。

3、過疎地域における学校統廃合を行なふとともにすむよう、全面的な国庫助成を行うこと。

4、大学入試難を解消するため、国公立大学の収

三万九千百四十名

紹介議員 内藤善三郎君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一七七号 昭和四十八年十二月十一日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 石川県金沢市寺町三ノ一ノ四金沢

学園幼稚園内 堀宗哲外四万九千

四十三名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一七八号 昭和四十八年十二月十一日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 福岡市南区屋形原一、一五七〇一

福岡線ヶ丘幼稚園内 大里恒嘉外

三十八万四千六百二十七名

紹介議員 鈴木 亨弘君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一七九号 昭和四十八年十二月十一日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 秋田県能代市中和二ノ一ノ四九南

幼稚園内 山崎カツ外三万五千七

百三名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八〇号 昭和四十八年十二月十一日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 三重県津市一身田町高田幼稚園内

常磐井教子外三万三十九名

紹介議員 山崎 五郎君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八一號 昭和四十八年十二月十一日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷一ノ一ノ二四

鳩の森八幡幼稚園内 矢島輝外百

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八二號 昭和四十八年十二月十一日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願(六通)

請願者 三重県津市大谷町大川幼稚園内

大川寿夏外二万九千七百七十八名

紹介議員 久保田藤麿君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第一八三號 昭和四十八年十二月十一日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷一ノ一ノ二四

鳩の森八幡幼稚園内 矢島輝外百

紹介議員 藤原 十朗君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇六号 昭和四十八年十二月十二日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 岩手県岩手郡石町源太堂わかば

幼稚園内 宮佛次外三万九千八百二

名

紹介議員 岩動 道行君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇七号 昭和四十八年十二月十二日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 埼玉県久喜市本町一ノ二ノ六〇久

喜幼稚園内 高橋忠雄外六十八万

七千七百五十二名

紹介議員 上原 正吉君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇八号 昭和四十八年十二月十二日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 京都市中京区六角大宮西入学校法

人光明幼稚園内 田中道雄外十九

万三千七百六十四名

紹介議員 植木 光教君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二〇九号 昭和四十八年十二月十二日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 栃木県鹿沼市西鹿沼町八一ひかり

幼稚園内 香川正順外六万二千九

百四十二名

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二一〇号 昭和四十八年十二月十二日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 東京都渋谷区千駄谷一ノ二四

鳩の森八幡幼稚園内 矢島輝外百

紹介議員 植竹 春彦君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

第二一一号 昭和四十八年十二月十二日受理

私立幼稚園教育振興に関する請願

請願者 三重県津市大谷町大川幼稚園内

大川寿夏外二万九千七百七十八名

紹介議員 久保田藤麿君

この請願の趣旨は、第一四号と同じである。

三、総合病院である東大病院に小児部のような診療部門が確立され、他の診療部門と連絡が密接に行われれば、病気の実態が早く明らかにされ、治療の効果があげられる。

四、小児部では、東大の医学部、看護学校の実習生及び全国各地からの研修生を多數受け入れ、治療者が養成されているが、現状のように母の会で人件費を負担しているのは不合理であり、治療者の養成は、国の政策としてはつきり予算

この請願の趣旨は、第一二四七号と同じである。
第二六五号 昭和四十八年十二月十五日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小兒部の診療
制度確立に関する請願

紹介議員 二木 謙吾君
藤崎京子外九十九名
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。
第四四五号 昭和四十八年十二月二十四日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小児部の診療
制度確立に関する請願
請願者 東京都世田谷区成城五ノ二五ノ二
七 山本初子外九十九名

制東 三 制東 三 制東

三、総合病院である東大病院に小児部ののような診療部門が確立され、他の診療部門と連絡が密接に行われれば、病気の実態が早く明らかにされ、治療の効果があげられる。

四、小児部では、東大の医学部、看護学校の実習生及び全国各地からの研修生を多数受け入れ、治療者が養成されているが、現状のように母の会で人件費を負担しているのは不合理であり、治療者の養成は、国の政策としてはつきり予算化されるべきである。

五、適切な治療のためにには、原因の究明が早急に行われることが望まれるが、これこそ公的機関としての東大病院が国の援助のもとに取り組むべきである。

この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。
第六五二号 昭和四十八年十二月十五日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小兒部の診療
制度確立に關する請願
請願者 静岡県沼津市東熊堂八一四ノ一
紹介請員 安永 英雄君
閔朝彦外八十九名
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。
第三二〇号 昭和四十八年十二月十七日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小兒部の診療
制度確立に關する請願
請願者 横浜市鶴見区鶴見町三六五 山岸
誠一 外九十九名

藤崎京子外九十九名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。
第四四五号 昭和四十八年十二月二十四日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小児部の診療
制度確立に関する請願
　請願者 東京都世田谷区成城五ノ二五ノ二
七 山本初子外九十九名
紹介議員 玄藤 十朗君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。
第五一一号 昭和四八年一二月二十七日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小児部の診療
制度確立に関する請願

二、総合病院である東大病院に小児部のような診療部門が確立され、他の診療部門と連絡が密接に行われれば、病気の実態が早く明らかにされ、治療の効果があげられる。

四、小児部では、東大の医学部、看護学校の実習生及び全国各地からの研修生を多数受け入れ、治療者が養成されているが、現状のように母の会で人件費を負担しているのは不合理であり、治療者の養成は、国の政策としてはつきり予算化されるべきである。

五、適切な治療のためにには、原因の究明が早急に行われることが望まれるが、これこそ公的機関としての東大病院が国への援助のもとに取り組むべきである。

この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。
第六五二号 昭和四十八年十二月十五日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小兒部の診療
制度確立に關する請願
請願者 静岡県沼津市東熊堂八一四ノ一
紹介請員 安永 英雄君
閔朝彦外八十九名
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。
第三二〇号 昭和四十八年十二月十七日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小兒部の診療
制度確立に關する請願
請願者 横浜市鶴見区鶴見町三六五 山岸
誠一 外九十九名

藤崎京子外九十九名
紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。
第四四五号 昭和四十八年十二月二十四日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小児部の診療
制度確立に関する請願
請願者 東京都世田谷区成城五ノ二五ノ二
七 山本初子外九十九名
紹介議員 斎藤 十朗君
この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。
第五一号 昭和四十八年十二月二十七日受理
東京大学医学部附属病院精神神経科小児部の診療
制度確立に関する請願

紹介議員 向井 長年君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二八号 昭和四十八年十二月十八日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡新庄町住吉 坂口 多市郎外七十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九号 昭和四十八年十二月二十一日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県生駒郡平群町信貴山一、三 ○三 峯当育子外七十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三〇号 昭和四十八年十二月二十二日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県生駒郡平群町信貴山二、三 郎外七十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三一号 昭和四十八年十二月二十二日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県御所市森脇二二二 伊藤一

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三二号 昭和四十八年十二月二十四日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県御所市森脇二二二 伊藤一

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三三号 昭和四十八年十二月二十四日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡河内町城内五〇六 生駒昭子外七十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三四号 昭和四十八年十二月二十五日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町服部二九三 森浦健次外七十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三五号 昭和四十八年十二月二十七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県生駒郡斑鳩町服部二九三

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三五四号 昭和四十八年十二月十九日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県北葛城郡新庄町住吉 坂口 多市郎外七十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県生駒郡三郷町大字立野 関 本泰司外七十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二八〇号 昭和四十八年十二月二十日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 奈良県生駒郡平群町横原一五ノ三 吉田一男外七十九名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九〇号 昭和四十八年十二月二十日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 群馬県前橋市東町一ノ二ノ三し ようび幼稚園内 横塚隆嗣外三万 四千四百四名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九一号 昭和四十八年十二月二十四日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願(二回)
請願者 大阪市東住吉区西今川町三丁目さ つき幼稚園内 吉村美都代外六十 八万一千四百九十一名

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九二号 昭和四十八年十二月十四日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願(二回)
請願者 大阪市東住吉区西今川町三丁目さ つき幼稚園内 吉村美都代外六十 八万一千四百九十一名

紹介議員 楠 正俊君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九三号 昭和四十八年十二月十八日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 宮崎市丸島町二ノ二九信愛幼稚園 内 安藤兼慶外四万四千二百三名

紹介議員 温水 三郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九四号 昭和四十八年十二月十八日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 広島市井口鈴が台三ノ一七ノ二一 聖モニカ幼稚園内 青木脩外五万 六千五百六名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九五号 昭和四十八年十二月十八日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 滋賀県大津市栄町一八ノ五清和幼 稚園内 中村利成外一万五千六百 六千五百六名

紹介議員 藤田 正明君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九六号 昭和四十八年十二月二十日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 長野県伊那市伊那三、二三七伊那 千六百八十名

紹介議員 西村 閔一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九七号 昭和四十八年十二月二十日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 緑ヶ丘幼稚園内 村松茂外三万五 千六百八十名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九八号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 烏取市西町一ノ二二六愛眞幼稚園 内 永田善治外六千七百八十三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三二九九号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 千葉市星久喜町一、一四八結城第

請願者 徳島市幸町三ノ七三信愛幼稚園内 秋山義孝外一万二千九十二名

紹介議員 久次米健太郎君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三〇号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 山口県防府市華浦二ノ二ノ一学校 法人敬陽学園鞠生幼稚園内 香川 陽外百二十五名

紹介議員 二木 謙吾君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三一号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 富山県高岡市本郷二ノ一ノ三五高 平外二万五千七百八十四名

紹介議員 楠 直治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三二号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 滋賀県大津市栄町一八ノ五清和幼 稚園内 中村利成外一万五千六百 六千五百六名

紹介議員 西村 閔一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三三号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 滋賀県大津市栄町一八ノ五清和幼 稚園内 中村利成外一万五千六百 六千五百六名

紹介議員 西村 閔一君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三四号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 烏取市西町一ノ二二六愛眞幼稚園 内 永田善治外六千七百八十三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三五号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 烏取市西町一ノ二二六愛眞幼稚園 内 永田善治外六千七百八十三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三六号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 烏取市西町一ノ二二六愛眞幼稚園 内 永田善治外六千七百八十三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三七号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 烏取市西町一ノ二二六愛眞幼稚園 内 永田善治外六千七百八十三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三八号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 烏取市西町一ノ二二六愛眞幼稚園 内 永田善治外六千七百八十三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三三九号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 烏取市西町一ノ二二六愛眞幼稚園 内 永田善治外六千七百八十三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第三四〇号 昭和四十八年十二月二十一日受理
私立幼稚園教育振興に関する請願
請願者 烏取市西町一ノ二二六愛眞幼稚園 内 永田善治外六千七百八十三名

紹介議員 西村 尚治君

この請願の趣旨は、第一号と同じである。

二幼稚園内 森田宏彦外四万三千 百九十三名	紹介議員 渡辺一太郎君 この請願の趣旨は、第一四号と同じである。
第五六三号 昭和四十九年一月九日受理 私立幼稚園教育振興に関する請願	紹介議員 温水三郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
十五名 新潟市西堀通七番町新潟中央幼稚園内 今凌良敬外二万五千三百五 園内 今凌良敬外二万五千三百五	紹介議員 君 健男君 この請願の趣旨は、第一四号と同じである。
第五八九号 昭和四十九年一月十一日受理 私立幼稚園教育振興に関する請願(五通) 八百八十名 愛媛県今治市城山通北部今治精華幼稚園内 森正昭外二十六万四千	紹介議員 永野 鎮雄君 この請願の趣旨は、第一四号と同じである。
第六二二号 昭和四十九年一月十四日受理 私立幼稚園教育振興に関する請願 請願者 鹿児島市松原町六ノ八たちばな幼稚園内 富田義重外八万九十二名 紹介議員 柴立 芳文君 この請願の趣旨は、第一四号と同じである。	紹介議員 梅田 勝君 この請願の趣旨は、第一四号と同じである。
第三一七号 昭和四十八年十二月十七日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 請願者 三重県松阪市松崎浦町四七三高田高等学校内 大西純正外十万三千九百九十八名 紹介議員 久保田慶磨君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 林田悠紀夫君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第三二九号 昭和四十八年十二月十八日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 請願者 宮崎市昭和町三宮崎県私立中学高 紹介議員 渡辺一太郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 渡辺一太郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第四九九号 昭和四十八年十二月二十七日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 請願者 京都女子中・高等学校保護者会内 院内 真隅貞子外六千七百名 紹介議員 植木 光教君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 渡辺一太郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第五三〇号 昭和四八年十二月二十八日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 請願者 陽女子高等学校内 土屋智嗣外九千九百五十三名 紹介議員 植木 光教君 この請願の趣旨は、二四号と同じである。	紹介議員 羽生 三七君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第四九七号 昭和四八年十二月二十六日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 請願者 京都市東山区林下町吉水学園高等 学校内 藤原弘道外三万四千五百 紹介議員 植木 光教君 この請願の趣旨は、二四号と同じである。	紹介議員 加藤 進君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第五三六号 昭和四八年十二月二十八日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 請願者 京都市上京区相国寺北門前町成安 女子高等学校内 中村元治外六千 紹介議員 植木 光教君 この請願の趣旨は、二四号と同じである。	紹介議員 加藤 進君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第五三七号 昭和四八年十二月二十八日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 請願者 志社商業高等学校内 住谷悦治外 三万五千二十二名 紹介議員 河田 賢治君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 高田 浩運君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第五五七号 昭和四九年一月九日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 請願者 京都市伏見区深草田谷町一聖母学 院内 真隅貞子外六千七百名 紹介議員 植木 光教君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 高田 浩運君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第五八五号 昭和四九年一月十一日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 (三十七通) 請願者 神奈川県藤沢市西富一ノ七ノ一藤 嶽字園慶沢高等学校内 橋俊道外 十八万四千七十七名 紹介議員 鶴井 善彰君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 高田 浩運君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第五八六号 昭和四十九年一月十一日受理 私立小・中・高等学校振興法制定に関する請願 請願者 京都女子中・高等学校保護者会内 岡山昇外二万七千四百七名 紹介議員 鶴井 善彰君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 高田 浩運君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

(三十八通)

請願者 神奈川県茅ヶ崎市浜見平団地一四
ノ二ノ五〇一 柏木裕一外二十九万四千四百二十九名
紹介議員 佐藤一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五八七号 昭和四九年一月十一日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(一通)請願者 神奈川県鎌倉市玉繩四ノ一ノ一柴
光学園内 グスタフ・フォス外二
万二十八名

紹介議員 内藤晉三郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第五八八号 昭和四九年一月十一日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(一通)請願者 横浜市金沢区六浦町七三横浜商工
高等学校内 中村晋一郎外三千六
百六名

紹介議員 竹田四郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六〇四号 昭和四九年一月十二日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(一通)請願者 大阪府高槻市南松原町三ノ七 渡
部一雄外一万五千三名

紹介議員 植木光教君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六一〇号 昭和四九年一月十二日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(十五通)請願者 留米大学附設高等学校内 原口冬
外十八万二千三百八十三名

紹介議員 鬼丸勝之君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六一一号 昭和四九年一月十二日受理	ノ二八 住田温三郎外七万三千三 百七名
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (三十一通)	請願者 福岡市東区大字松崎一五二博多高 等学校内 星野敷外三十七万八千 九百五十六名
第六一二号 昭和四九年一月十二日受理	紹介議員 鈴木亨弘君
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十七通)	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第六二〇号 昭和四九年一月十六日受理	紹介議員 安井謙君
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (七十七通)	請願者 北九州市戸畠区仙水町五明治学園 中学校内 エリザベス・ショラツ ツ外十八万四千五百九十八名
第六二一号 昭和四九年一月十二日受理	紹介議員 柳田桃太郎君
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (八通)	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第六二三号 昭和四九年一月十二日受理	紹介議員 高田浩運君
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (一通)	請願者 熊本市健軍町一三七〇熊本マリ スト学園高等学校内 パトリック フランシス外三千六百九十九名
第六二四号 昭和四九年一月十二日受理	紹介議員 長野県下伊那郡上郷町沼沼三 三五ノ三飯田女子高等学校内 高 松了秀外六千六百四十名
第六二五号 昭和四九年一月十二日受理	紹介議員 羽生三七君
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (三通)	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第六二六号 昭和四九年一月十六日受理	紹介議員 木内四郎君
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十八通)	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第六二七号 昭和四九年一月十七日受理	紹介議員 鈴木力君
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (一通)	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第六二八号 昭和四九年一月十七日受理	紹介議員 中村登美君
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十六通)	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

ノ二八 住田温三郎外七万三千三
百七名校内 中村キヤ外三千六百九十一
名

紹介議員 寺下岩藏君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六五四号 昭和四九年一月十七日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(七十九通)

紹介議員 岩動道行君

請願者 岩手県盛岡市向中野台太郎六七
洋次外三万九千四百十三名

紹介議員 岩井謙君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六五五号 昭和四九年一月十七日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(三通)

紹介議員 木内四郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六五六号 昭和四九年一月十七日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(十八通)紹介議員 岩手県花巻市城内四ノ三谷村学院
高等学校内 高木和夫外八千六百
二十一名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六五七号 昭和四九年一月十七日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(一通)

紹介議員 鈴木力君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六五八号 昭和四九年一月十七日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(一通)

紹介議員 中村登美君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六五九号 昭和四九年一月十六日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(一通)紹介議員 萩城県水戸市自由ヶ丘四ノ一五
瀬口洋外七万千二百十八名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六六〇号 昭和四九年一月十六日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(一通)

紹介議員 鬼丸勝之君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六六一號 昭和四九年一月十六日受理

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(一通)

紹介議員 鬼丸勝之君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第六八二号 昭和四十九年一月十八日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十四通)	紹介議員 塩見 俊二君 請願者 高知市塩屋崎町一ノ一ノ一〇学校 法人土佐高等学校理事長 川崎幾 三郎外二万三千三十名	国内 野中武祥外一万八千五百八 十二名
第六九八号 昭和四十九年一月十八日受理 (五通)	紹介議員 塩見 俊二君 請願者 青森県八戸市妙团地二ノ二五八 戸電波工業高等学校内 松岡晋作 外二万六千八十四名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第六九九号 昭和四十九年一月十八日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (九通)	紹介議員 寺下 岩威君 請願者 青森県弘前市坂本町五弘前学院聖 愛高等学校内 中村照秋外三万八 千八百九十一名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七一〇号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (九通)	紹介議員 山崎 竜男君 請願者 青森県弘前市坂本町五弘前学院聖 愛高等学校内 中村照秋外三万八 千八百九十一名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七一一号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十通)	紹介議員 増田 盛君 請願者 岩手県東磐井郡大東町相沢字街道 下一 加藤和吉外四千九百九十一 九名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七一二号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十三通)	紹介議員 前田 佳都君 請願者 和歌山市屋形町二ノ九和歌山信愛 女子短期大学附属高等学校内 森 立枝外二万五千八十三名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七二三号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十三通)	紹介議員 増田 盛君 請願者 新潟市五十嵐一の町六、三七〇新 潟清心女子高等学校内 荒谷明恵 外七万九千九百三十名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七二四号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十三通)	紹介議員 増田 盛君 請願者 新潟市五十嵐一の町六、三七〇新 潟清心女子高等学校内 荒谷明恵 外九万五千九百九十九名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七二五号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十三通)	紹介議員 高橋文五郎君 請願者 宮城県仙台市一番町一ノ九ノ一東 北学院選挙会内 大石栄一外九万 千四百八十八名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七二六号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (三通)	紹介議員 佐々木静子君 請願者 奈良県橿原市久米町二二二聖心学 校内 杉山卓外六万八百四名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七二七号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (三通)	紹介議員 山崎 五郎君 請願者 岐阜県津市山北五〇〇美作高等 学校内 杉山卓外六万八百四名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七二八号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (三通)	紹介議員 佐々木静子君 請願者 奈良県橿原市久米町二二二聖心学 校内 杉山卓外六万八百四名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七二九号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十二通)	紹介議員 佐々木静子君 請願者 秋田市南通みその町四ノ八二聖靈 短大附属中・高等学校内 松井慶 子外三万三千五百四十六名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七三〇号 昭和四九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 (十二通)	紹介議員 山崎 五郎君 請願者 岐阜県津市山北五〇〇美作高等 学校内 杉山卓外六万八百四名	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

<p>第七三一号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 北九州市門司区大里別院通六丁目 鎮西女子高等学校内 藤井敏哉</p> <p>紹介議員 小野 明君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。</p>
<p>第七三三号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 岐阜県多治見市明和町一丁目多治見西高等学校内 堀保外四万五千九百三十五名</p> <p>紹介議員 古池 信三君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。</p>
<p>第七三四号 昭和四十九年一月十九日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 広島県吳市本通七ノ一八呉高等学校内 横岡辰男外三千十七名</p> <p>紹介議員 松本 賢一君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。</p>
<p>第七三二号 昭和四十八年十二月十七日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 千葉市花見川二丁目〇学校法人由田浩外三万二千九百七十五名</p> <p>紹介議員 渡辺一太郎君 わが国学校教育の基盤となる私立幼・小・中・高等学校教育の父母負担軽減と学校法人の設置するこれらの学校の振興を図ることを目的とし、標準教育費の三分の一を下回らない額の補助等を内容とする「私立学校振興法(仮称)」を速やかに制定されたい。</p>
<p>理由 私立学校は、建学の精神にのつとつて自主独立の経営を行い、自由にしてかつ達な教育活動を実践し、その特性を發揮することが必要である。しか</p>

<p>木戸外二万九千九百三十五名 紹介議員 楠 正俊君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四〇五号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 桂次郎外九千九百十四名 紹介議員 柴立 芳文君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四〇六号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 富山県高岡市下関町五ノ七 前崎共二外千百二十名 紹介議員 橋 直治君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四〇七号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 新潟市上所島一一四 笹川文字外二千四百五十五名 紹介議員 塚田十一郎君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四〇八号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 埼玉県八潮市大瀬七七三 萩野知代外九千四百五十三名 紹介議員 土屋 義彦君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四〇九号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 東京都保谷市新町三ノ六ノ四 鈴木外二万九千九百三十五名 紹介議員 天野 登君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>

<p>木戸外二万九千九百三十五名 紹介議員 楠 正俊君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四一二号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 福島県郡山市逢瀬町多田野字宮南六六 安藤清重外三千九百二十七名 紹介議員 松平 勇雄君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四一二号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 群馬県高崎市鶴見町一五 金井次郎外四百六十一名 紹介議員 丸茂 重貞君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四一二号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 栃木県佐野市町谷町三 末吉安一 外五千百六十三名 紹介議員 天野 登君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>

<p>木戸外二万九千九百三十五名 紹介議員 楠 正俊君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四一二号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 天野 登君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四一二号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 天野 登君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>
<p>第四一二号 昭和四八年十二月二十二日受理 「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 天野 登君 この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。</p>

第四一四号 昭和四十八年十二月二十二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(二通)

請願者 東京都大田区南雪谷三ノ一三ノ六
城所功次外四万千二百五十九名

紹介議員 安井 謙君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。
第四一五号 昭和四十八年十二月二十二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(五通)

請願者 石川県金沢市東山一ノ三四ノ一六
桜井千鶴子外三千三百六十六名

紹介議員 安田 隆明君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。
第四二九号 昭和四十八年十二月二十四日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(十通)

請願者 静岡県清水市柏尾七四七一 佐
藤アイ子外四万四千六百十七名

紹介議員 川野辺 静君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。
第四三〇号 昭和四十八年十二月二十四日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(十五通)

請願者 東京都中野区中央三ノ二三ノ一
三輪とも子外一万五千五百六十七名

紹介議員 波水 久常君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。
第四三一号 昭和四十八年十二月二十四日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(二十一通)

請願者 東京都文京区大塚三ノ一四ノ三
山川武子外二万七百三十一名

紹介議員 原 文兵衛君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

紹介議員 二木 謙吾君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

紹介議員 小林尚代外二千九百五十二名
佐藤 一郎君

この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

紹介議員 木内 四郎君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

紹介議員 緋田 旦君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

紹介議員 前川 旦君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

紹介議員 鶴井けい子外三千四百名
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

紹介議員 桜井千鶴子外三千三百六十六名
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

紹介議員 安田 隆明君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

紹介議員 佐藤 一郎君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

二和光高等学校親和会内 水島宣
外千名

紹介議員 松永 忠二君

私学の危機を開拓し、私学が眞に国民の期待にこたえるよう、次の事項の実現を図らねたい。

一、私学における学費負担の軽減を図るため、授業料に対する大幅な補助を実現すること。

二、教職員の定員を現行設置基準に到達させること。

三、私立大学の教育・研究を充実するための大幅助成を行うこと。

四、私学教職員の人事費に対する大幅助成を行うこと。

五、奨学生の国・公私立間の差別を解消し、奨学生の増額及び適用範囲の拡大を図ること。

六、一般経常費の増額を図ること。

七、公費助成の適正と民主的配分を保障する特別の機関を設置すること。

以上の私学に対する公費助成が、眞にその目的を達成し、私立学校教育の振興を図るために立たれており、

公費助成法を制定すること。

第七四六号 昭和四十九年一月二十一日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔十九通〕	紹介議員 前川 旦君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	請願者 香川県高松市室新町一・一六六 手前高等学校内 宇喜多一塙外一 万三千八百三十二名
第七四七号 昭和四十九年一月二十一日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 岡山県笠岡市笠岡八七四淳和女子 高等学校内 津田栄二外千名〕	紹介議員 安永 英雄君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 向井 長年君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七四八号 昭和四十九年一月二十一日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 兵庫県宝塚市雲雀丘四ノ二ノ一雲 雀丘学園小中学高等学校内 土井 信男外三万九千九百十二名〕	紹介議員 浅井 亨君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 藤田 正明君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七四九号 昭和四十九年一月二十一日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔二通〕	紹介議員 丸茂 重貞君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五〇号 昭和四十九年一月二十一日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 香川県坂出市高屋町六七四 阪口 紹介議員 二宮 文造君 真一外二千名〕	紹介議員 八木 一郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五一号 昭和四十九年一月二十一日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 四兵庫県私立小学校連合会内 松 野満寿己外四万五千六十五名 紹介議員 中沢伊登子君〕	紹介議員 二宮 文造君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五二号 昭和四十九年一月二十一日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 長野市上田一四一長野文化高等 学校内 尾崎百合外一万三千三百四 十三名〕	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五三号 昭和四十九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 岡山県倉敷市生坂二三二川崎医科 百三十九名〕	紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 秋山 長造君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五四号 昭和四十九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 群馬県多野郡新町二七〇上武大学 附属第一高等学校 P.T.A 内 藤村 輔一郎外五万七千九百三十四名〕	紹介議員 小山邦太郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五五号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔四通〕	紹介議員 丸茂 重貞君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五六号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 長野県上田市緑が丘一ノ八ノ九学 校法人上田学園城南高等学校内 小林俊直外二千二百五十二名〕	紹介議員 小山邦太郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五七号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 広島市横川町一ノ一ノ二〇広島 城北中高等学校内 小田勇外七万 七百十九名〕	紹介議員 中津井 真君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五八号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 香川県高松市円座町三八 小笠原 俊夫外二千名〕	紹介議員 二宮 文造君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七五九号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 香川県高松市円座町三八 小笠原 俊夫外二千名〕	紹介議員 二宮 文造君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七六〇号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 兵庫県尼崎市若王寺七ノ坪百合学 院小中学高等学校内 西本敏子外 二万六千五百三十三名〕	紹介議員 中西 一郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七六一号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 兵庫県尼崎市南塙口町一ノ二四〇 一六五田学園小中学高等学校内 木村守一外三 万八千二百六十三名〕	紹介議員 中西 一郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七六二号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 群馬県高崎市石原町三、四三〇東 栄次郎外五千八百三十二名〕	紹介議員 中西 一郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七六三号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 高橋 邦雄君 丸茂 重貞君 有明高等学校 内 綿貫鉄外五万 七千六十五名〕	紹介議員 中西 一郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七六四号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 熊本県荒尾市増永字長浦二、二〇 〇有明高等学校 内 綿貫鉄外五万 七千六十五名〕	紹介議員 寺本 広作君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第七六五号 昭和四九年一月二十二日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 〔請願者 高橋 邦雄君 丸茂 重貞君 有明高等学校 内 綿貫鉄外五万 七千六十五名〕	紹介議員 寺本 広作君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	紹介議員 木内 四郎君 この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 岡山市門田屋敷二ノ二ノ一六山陽女子高等学校内 上代階三外二万

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
紹介議員 秋山 長造君

第七九九号 昭和四十九年一月二十三日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 名古屋市千種区東明町四ノ二八学校法人相山女学園理事長 相山正弘外八万六千三百二十二名

紹介議員 須原 昭二君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八〇〇号 昭和四十九年一月二十三日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 広島県豊田郡川尻町一、六三五 大林弘外千名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八〇一号 昭和四九年一月二十三日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 長野市緑町 林敏夫外一万四千七百二十八名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第八五一号 昭和四九年一月二十三日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 長野市緑町 林敏夫外一万四千七百二十八名

紹介議員 木内 四郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八五二号 昭和四九年一月二十三日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 長崎県南高来郡南有馬町下町 宮崎次人外十三万四千九百九十九名

紹介議員 初村龍一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八五三号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 群馬県前橋市岩神町二ノ三ノ五共之助外六千名

紹介議員 佐田 一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八五四号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 水津啓子外二千名

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八五五号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 香川県高松市仏生山町甲三、〇〇 三

紹介議員 二宮 文造君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八五六号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 奈良県大和高田市東中町学校法人奈良文化女子短期大学附属高等学

校理事長 伊瀬敏郎外五千五百四十名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八五七号 昭和四十九年一月二十四日受理
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八〇三号 昭和四九年一月二十三日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町房島富田女子高等学校内 富田幸治外二万千

紹介議員 脱タケ子君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八五一号 昭和四九年一月二十三日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 茶野繁雄外九万五千三百四十五名

紹介議員 中村 波勇君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八五八号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 奈良市西大寺東町一ノ一ノ九学校法人正強学園理事長 蔡内敬治郎

紹介議員 外七千三百六十六名

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八五六号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 奈良市西大寺東町一ノ一ノ九学校法人正強学園理事長 蔡内敬治郎

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八六〇号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 广島県沼隈郡沼隈町上山南一、七二三ノ一盈進高等学校内 茅本勝美外七千七百七十四名

紹介議員 藤田 進君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八六一号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 广島県豊田郡安芸津町三津朝日町中住治生外四万九千八百名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八六二号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 大阪府交野市大字寺七二五創価女子中学校・高等学校内 牧野光男外六万三千三百六十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八六六号 昭和四九年一月二十四日 受理
(二通)
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 岐阜県揖斐郡揖斐川町房島富田女子高等学校内 富田幸治外二万千

紹介議員 百四十二名

紹介議員 中村 波勇君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八六八号 昭和四九年一月二十四日受理
私学に対する公費助成の大額増額等に関する請願
(二通)
請願者 千葉県船橋市金杉台二ノ二ノ二、一〇六 萩野為好外八十九名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二四七号と同じである。

第八六九号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(二通)
請願者 広島県沼隈郡沼隈町上山南一、七二三ノ一盈進高等学校内 茅本勝美外七千七百七十四名

紹介議員 向井 長年君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八七〇号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(二通)
請願者 広島県豊田郡安芸津町三津朝日町中住治生外四万九千八百名

紹介議員 松本 賢一君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八七一号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(二通)
請願者 大阪府交野市大字寺七二五創価女子中学校・高等学校内 牧野光男外六万三千三百六十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八七二号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(二通)
請願者 大阪府交野市大字寺七二五創価女子中学校・高等学校内 牧野光男外六万三千三百六十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八七三号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(二通)
請願者 大阪府交野市大字寺七二五創価女子中学校・高等学校内 牧野光男外六万三千三百六十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八七四号 昭和四九年一月二十四日受理
「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
(二通)
請願者 大阪府交野市大字寺七二五創価女子中学校・高等学校内 牧野光男外六万三千三百六十四名

紹介議員 白木義一郎君

この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第八七五号 昭和四九年一月二十四日受理
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一条 この法律は、学校教育が次代をになう青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校の教育職員の給与について特別の措置を定めることにより、すぐれた人材を確保し、もつて学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この法律において「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)と

請願者 岡山県倉敷市玉島乙島七、〇四九 佐々木富美子外五万五千七百六名	請願者 大分市桜ヶ丘七ノ八大分実業高等 学校内 後藤松夫外三万六千九十一名
紹介議員 矢山 有作君	紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一〇〇一号 昭和四十九年一月二十八日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (二通)	第一一二三号 昭和四十九年一月二十九日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (五通)
請願者 香川県高松市今新町二ノ七 緒方 博外二千一名	請願者 広島市国泰寺町一ノ八ノ三三 小 林義人外一万九千三百二十三名
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一〇〇二号 昭和四十九年一月二十八日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 東京都葛飾区新宿二ノ三ノ一 村 山福光外二千五百五十二名	第一一二五号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 請願者 東京都豊島区目白二ノ二二ノ三川 藤田 進君
紹介議員 野坂 参三君	紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一〇〇三号 昭和四十九年一月二十八日受理 「私立小・中・高等学校振興法」制定に関する請願 請願者 広島県吳市寺本町二ノ五 信原正 利外八千六十九名	第一一二一四号 昭和四十九年一月二十九日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 請願者 香川県高松市福岡町二ノ二八ノ二 三 河野忠行外二千一名
紹介議員 松本 賢一君	紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一〇一九号 昭和四十九年一月二十八日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (十七通)	第一一二一五号 昭和四十九年一月二十九日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 請願者 東京都墨田区菊川三ノ一六ノ一六 今井周作外千九百八十五名
紹介議員 原 文兵衛君	紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一一二二号 昭和四十九年一月二十九日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (二通)	第一一二二七号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 請願者 広島県福山市本庄町一、七五〇 増 川高等学校内 恵谷富男外二万八百七十一名
紹介議員 原 文兵衛君	紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一一二三号 昭和四十九年一月二十九日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (二通)	第一一二三号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 請願者 佐賀市与賀町七八佐賀県私立中学 六千八百四十名
紹介議員 原 文兵衛君	紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一一二四号 昭和四十九年一月二十九日受理 (十通)	第一一二八号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (二通)
紹介議員 原 文兵衛君	紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一一二五号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (十通)	第一一二三五号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (九通)
紹介議員 二宮 文造君	紹介議員 香川県三豊郡仁尾町境目 鳴田茂 芳外一万八千百三十九名
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一一二六号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (八通)	第一一二九号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 請願者 東京都武蔵野市八幡町三ノ五ノ八 盈進高等学校内東京都私立中学高 等学校父母の会第十二支部内 太 田陽介外七万四千三百七名
紹介議員 原 文兵衛君	紹介議員 木島 則夫君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一一二七号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (四通)	第一一二三号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 請願者 広島県尾道市栗原町一、二六八ノ 一尾道高等学校PTA内 深本正 千七百七十七名
紹介議員 岡本 智君	紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一一二八号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (二通)	第一一二三四号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 請願者 徳島市寺島本町東一ノ七徳島県私 立高等学校連盟内 村崎凡人外四 千七百七十七名
紹介議員 原 文兵衛君	紹介議員 久次米健太郎君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。
第一一二九号 昭和四十九年一月三十日受理 (十通)	第一一二五号 昭和四十九年一月三十日受理 〔私立小・中・高等学校振興法〕制定に関する請願 (九通)
紹介議員 二宮 文造君	紹介議員 二宮 文造君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。	この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

紹介議員 野坂 参三君
この請願の趣旨は、第二四号と同じである。

第一一七六号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

請願者 福岡県大野城市南ヶ丘九ノ一六五
田中亨外三万六千二百九十二名

紹介議員 鬼丸 勝之君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一七七号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(二通)

請願者 名古屋市緑区鳴子町一ノ六 伊藤
晶外二万八千百三十七名

紹介議員 柴田 栄君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一七八号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(二通)

請願者 熊本県下益城郡松橋町西下郷 栗
崎秀人外五千六百六十八名

紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一七九号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(十五通)

請願者 熊本県菊池郡西合志町須屋一、九
七五ノ二 川上憲子外七千二百七十三名

紹介議員 高田 浩運君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一八〇号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 宮城県仙台市茂庭字人来田山四七
ノ八四 加藤博康外一万四千四百六十九名

請願者 宮城県仙台市茂庭字人来田山四七
ノ八四 加藤博康外一万四千四百六十九名
紹介議員 高橋文五郎君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一八一号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(二通)

請願者 広島県三原市東町三八〇 松尾義
彦外一万千八百八十五名

紹介議員 永野 鎮雄君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

請願者 広島県三原市東町三八〇 松尾義
彦外一万千八百八十五名
紹介議員 永野 鎮雄君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一八二号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(二通)

請願者 茨城県水戸市堀町九五五 本多省
三外一万三千三百六十六名

紹介議員 中村 登美君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一八三号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願(二通)

請願者 茨城県水戸市布施四ノ五ノ六 三好房
市外一万三千七百九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一八四号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 佐賀市多布施四ノ五ノ六 三好房
市外一万三千七百九名

紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第三二一号と同じである。

第一一八五号 昭和四十九年二月二日受理
「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願

請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

「私立幼・小・中・高等学校振興法」制定に関する請願
請願者 青森市勝田二ノ二〇ノ九 永井敏
六百名

紹介議員 山崎 龍男君
彦外七千二百二十八名

紹介議員 木村 駿男君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一八六号 昭和四十九年二月七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一八七号 昭和四十九年二月七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一八八号 昭和四十九年二月七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一八九号 昭和四十九年二月七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一九〇号 昭和四十九年二月七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一九一号 昭和四十九年二月七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一九二号 昭和四十九年二月七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一九三号 昭和四十九年二月七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。

第一一九四号 昭和四十九年二月七日受理
教頭職に関する制度の改革に関する請願
請願者 鳥取県西伯郡西伯町清水川二〇二
大塚友聖外一千二百九十名

紹介議員 宮崎 正雄君
この請願の趣旨は、第一号と同じである。